
第二次栗東市人権擁護計画

2022（令和4）年3月

栗 東 市

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに、喜びと誇りをもってこの憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い進んでこれを守ります。

- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の基本理念	4
3. 計画の位置づけと役割	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の骨格・施策の体系	6
第2章 基本施策の推進	7
1. あらゆる場を通じた人権教育および人権啓発の推進	7
2. 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実	12
3. 人権を基本とする行政施策	13
第3章 主な人権問題に対する分野別施策の推進	14
1. 部落差別（同和問題）	14
2. 女性	17
3. 子ども	20
4. 高齢者	23
5. 障がいのある人	26
6. 外国人	29
7. インターネットによる人権侵害	31
8. 感染症等患者	33
9. 性的指向・性自認（性同一性）等	35
10. さまざまな人権問題	37
第4章 計画の推進に向けて	40
1. 計画の推進	40
2. 計画の進捗管理	40
3. 関係機関・団体などとの協働・連携	41
4. SDGsの達成につながる人権施策の推進	41
《参考資料》	43
■用語説明	45
■栗東市人権擁護に関する条例	53
■栗東市人権擁護審議会に関する規則	54
■栗東市人権擁護審議会 委員名簿	56
■第二次栗東市人権擁護計画策定経過	57
■日本国憲法（抜粋）	59
■世界人権宣言	63
■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	68

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国内外の動向

①国際的な動向

国際連合（国連）が1948（昭和23）年に採択した「世界人権宣言」は、第2次世界大戦による悲劇と破壊を二度と繰り返さないという反省に立ち、人権および自由を尊重し確保するために世界のすべての人と国が達成すべき共通の基準となっています。

その後、「世界人権宣言」を実効性のあるものとするために「国際人権規約」が採択されるとともに、「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者の権利に関する条約」など、個別の人権・差別の問題に対応するための条約が採択されてきています。

1994（平成6）年には、「世界人権宣言」採択から45年を契機として、それまでの人権活動の成果の検証と今後取り組むべき方向性に関する協議が行われ、さらなる人権尊重の意識の醸成、差別の撤廃に関する取組を進めるうえで人権教育の重要性が確認されました。このことを受けて、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と定め、各国において行動計画が策定され、個別の人権課題に対する具体的な取組が進められてきました。「人権教育のための国連10年」を踏まえ、引き続き人権教育を推進していくために、2004（平成16）年に「人権教育のための世界計画」が採択され、5年ごとにフェーズを区切り重点領域が設定されています。現在は第4フェーズ（2020（令和2）年～2024（令和6）年）に当たり、青少年への人権教育を強化し、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権および非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育および研修に特に重点が置かれています。

また、2015（平成27）年には国連が「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）*として17の目標を定め、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることをめざす普遍的な行動を呼びかけています。SDGsの達成は人権の尊重を基本としており、目標達成のための具体的な実施手段を定めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、すべての人が尊厳と平等のもとに、そして健康な環境のもとに、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保する決意が述べられています。

②日本国内の動向

日本では、1947（昭和22）年5月3日に「日本国憲法」が施行され、国民主権・平和主義とともに基本的人権の尊重の追求を憲法の基本原則の一つとし、個人の尊厳の追求を基本原理に掲げています。その具現化のため、1994（平成6）年に「子どもの権利条約」、1995（平成7）年に「人権差別撤廃条約」などをはじめとする国連の14条約を批准し、それに伴う国内

法制度の整備・改革を進め、個人の尊重・人権擁護・差別撤廃に関する取組が進められてきました。1997（平成9）年には「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」の策定、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行により、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であることが明らかにされるとともに、2002（平成14）年の「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定により、施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。また、分野別の人権施策について、それぞれの個別法や計画の整備が進められ、近年では2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」、同法は2021（令和3）年5月改正）*や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）*、「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）*が施行されています。さらに、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（「アイヌ新法」）*が施行され、先住民族であるアイヌの人びとが民族としての誇りを持って生活することができ、およびその誇りが尊重される社会の実現を図ることにより、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。

③滋賀県の動向

滋賀県では、「人権教育のための国連10年」を受けて1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定され、人権教育の積極的な取組が進められてきました。2001（平成13）年には、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、人権尊重の社会づくりに向けた施策の積極的な推進が県の責務と規定されています。こうした流れを受けて、2003（平成15）年には人権施策の総合的な推進を図るための方針となる「滋賀県人権施策基本方針」、2004（平成16）年には「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定されました。また、2011（平成23）年には複雑・多様化する人権問題への対応を県が一丸となって取り組むための方策を定めた「滋賀県人権施策推進計画」が策定され、2016（平成28）年3月には計画の見直しによる改定が行われました。

（2）本市のこれまでの取組と計画策定の趣旨

本市では、1974（昭和49）年に「同和教育推進長期計画」を策定し、部落差別（同和問題）の解消に向けた取組を重要施策として掲げ、すべての市民にとって住みよいまちとなるよう取り組んできました。以降、部落差別（同和問題）の解消に向けた教育・啓発を進めるため、1981（昭和56）年に「第一次ピラミッド計画」を策定しました。その後、2001（平成13）年に「人権・同和教育推進5カ年計画（輝く未来計画）」と名称を変更し、4度の改定を経て人権課題の解決に向けた取組を推進してきました。

1991（平成3）年には「栗東市人権擁護都市宣言」、1996（平成8）年には「栗東市人権擁護に関する条例」を定め、あらゆる社会的差別や人権侵害の解消のため、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い差別のない明るい地域の実現をめざした取組を推進し、市民の人権意識の

高揚を図ってきました。1999（平成11）年には部落差別（同和問題）や障がいのある人、女性、外国人、高齢者、子どもなど、さまざまな人に関する人権意識の醸成と高揚、各分野における人権問題への対応の方向性を定めた「人権教育のための国連10年栗東市行動計画」を策定し、人権教育・啓発に重点を置いた取組を推進してきました。また、1997（平成9）年から2003（平成15）年の間、「部落差別の解消」と「住環境整備」を目的とした小規模住宅地区等改良事業（十里まちづくり事業）*に取り組んできました。

こうした流れを受けて、これまでの取組の成果と課題を検証し、「栗東市人権擁護に関する条例」に基づいて2012（平成24）年3月に人権施策の推進指針となる「栗東市人権擁護計画」を策定し、2017（平成29）年の改定を経て現在まで取組を推進しています。2020（令和2）年には、人権施策や人権・同和教育とその啓発、人権擁護の推進などに向けた取組の方向性を一層明確に示した「第六次栗東市総合計画」を策定しました。しかし、社会情勢の変化が著しく、人権を取り巻く状況は複雑・多様化し、近年ではLGBT*等性的マイノリティ*の人権に対する関心の高まりや、子どもの貧困*、ヤングケアラー*、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害など新たな人権課題が発生しています。また、2020（令和2）年に、「人権・同和問題に関する住民意識調査」を実施した結果、市民の意識の中に人権尊重の考え方や人権を尊重しようとする意識を持つ人は増えつつあるものの、依然として積極的に課題解決に関わろうとする行動に結びついていないなどの課題が明らかになりました。

今回、「栗東市人権擁護計画」が2017（平成29）年9月の改定を経て、計画期間の10年目を迎えたことから、住民意識調査の結果を踏まえつつ、現在のさまざまな人権課題の状況および社会情勢の変化や法令などの整備に対応した見直しを行い、「第二次栗東市人権擁護計画」を策定します。

新型コロナウイルス感染症の拡大と人権

2020（令和2）年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、世界中の人びとが長引く困難に直面しています。日本においても新型コロナウイルス感染症は猛威を振るい、感染拡大防止のための市民生活へのさまざまな制限に対し理解と協力が求められています。このような中、新型コロナウイルス感染症の感染者や治療に尽力する医療従事者等に対し偏見や差別が起こっています。このようなコロナ差別は、医療従事者も含め、コロナ禍においても私たちの日常生活を支え、必要不可欠な業種に従事されているエッセンシャルワーカー*とその家族に対しても起こっています。また、感染拡大に伴って雇用不安やドメスティック・バイオレンス*、自殺者の増加等さまざまな社会問題も生じています。SDGsの達成によりすべての人の人権尊重の実現が求められている今、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した人権問題から目を背けることがあってはなりません。この機会を契機として、さまざまな人権問題について学び理解を深め、高い人権意識のもと人権問題の解決に向けて取り組んでいくことが大切です。

2. 計画の基本理念

本市では、これまで取り組んできたまちづくりと考え方を同じくするSDGsの要素を最大限に反映した「第六次栗東市総合計画」を推進しています。

「第六次栗東市総合計画」では本市の将来都市像を「いつまでも 住み続けたい 安心な元気都市 栗東」と掲げ、その実現に向けてまちづくりの基本目標を定めています。人権施策に関する分野については、まちづくりの基本目標4「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」の「政策4 暮らしの安心を支える」の中で、「施策1 人権・平和の推進」として位置づけています。

本市では、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題の解決を市政の重要施策として位置づけ、その具現化に向けた取組を総合的に推進してきました。その結果、人権問題に対する市民の理解や認識が深まり、人権感覚も高まりつつあります。

しかしながら、新たな人権問題も生じていることから、人権を尊重するまちの実現に向けて、市民一人ひとりの「人権感覚と人権擁護の意識」のさらなる高揚を図ることが重要です。本計画を策定し、社会に存在するさまざまな偏見や差別の現実を深く知り、すべての人びとが生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求できるよう、自らの人権だけでなく他人の人権についても「自分ごと^{注1}」として考え、理解し、互いの人権を尊重し合う人権感覚の醸成を図ります。

こうしたことを踏まえ、本計画は、「第六次栗東市総合計画」が定めるまちづくり・政策の方向性を具体的な取組へとつなぐことを重視し、「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」を計画の基本理念とします。

基本理念

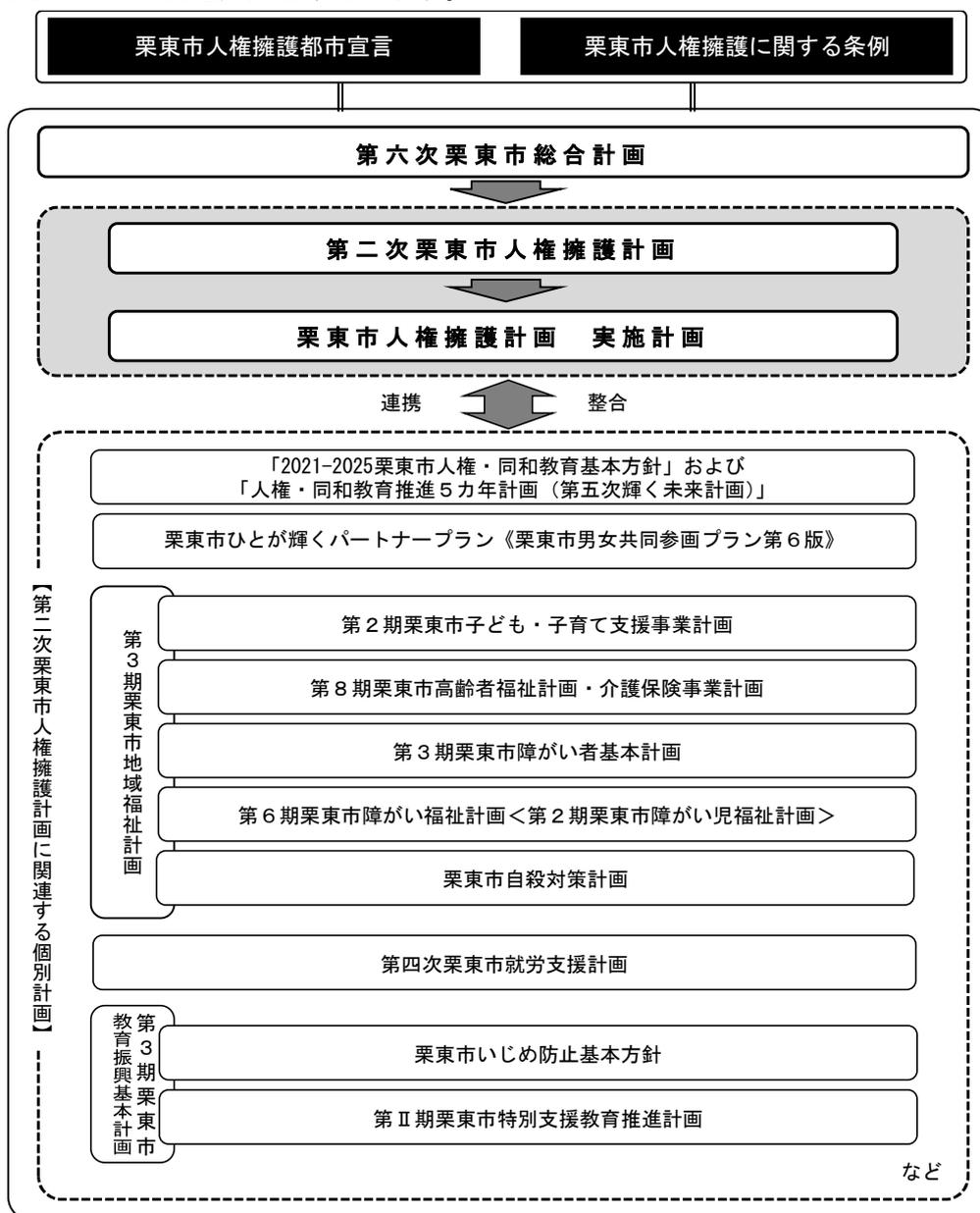
一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

^{注1} 自分に無関係な人権問題はなく、あらゆる人権問題について自分が人権侵害の「加害者だったら」「被害者だったら」という想像力をはたらかせ、自分の身に置きかえて考えてみることで偏見や差別のない社会の実現のために重要です。

本市では、一人ひとりが人権は他人の問題ではなく自分自身の問題でもあるという理解を深め、人権意識を高く持ち、互いの人権を大切にす豊かな人権感覚を身につけ、差別の解消に向けて行動していくことができるよう、「自分ごと」という表現を用いています。

3. 計画の位置づけと役割

- 本計画は、「人権教育のための国連10年栗東市行動計画」の取組を継承するとともに、「栗東市人権擁護都市宣言」および「栗東市人権擁護に関する条例」に基づき正しい人権意識の高揚を図り、一人ひとりの基本的人権の尊重と、すべての市民の平等に生きる権利を保障する社会の実現をめざすための方向性を明らかにするものです。また、市の行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。
- 本計画は、本市のまちづくりの取組の方向性を示した「第六次栗東市総合計画」の個別計画として策定し、人権を基本とする行政施策や分野別施策の推進に関連する「2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針」および「人権・同和教育推進5カ年計画（第五次輝く未来計画）」をはじめ、「栗東市ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン第6版》」、「第3期栗東市地域福祉計画」を関連計画として策定されている計画、「第四次栗東市就労支援計画」等の本市における他計画や方針との連携や整合を図ります。
- 本計画で定めた基本的な取組を各分野において具体的に推進するため、人権関連事業を明らかにした実施計画を策定します。

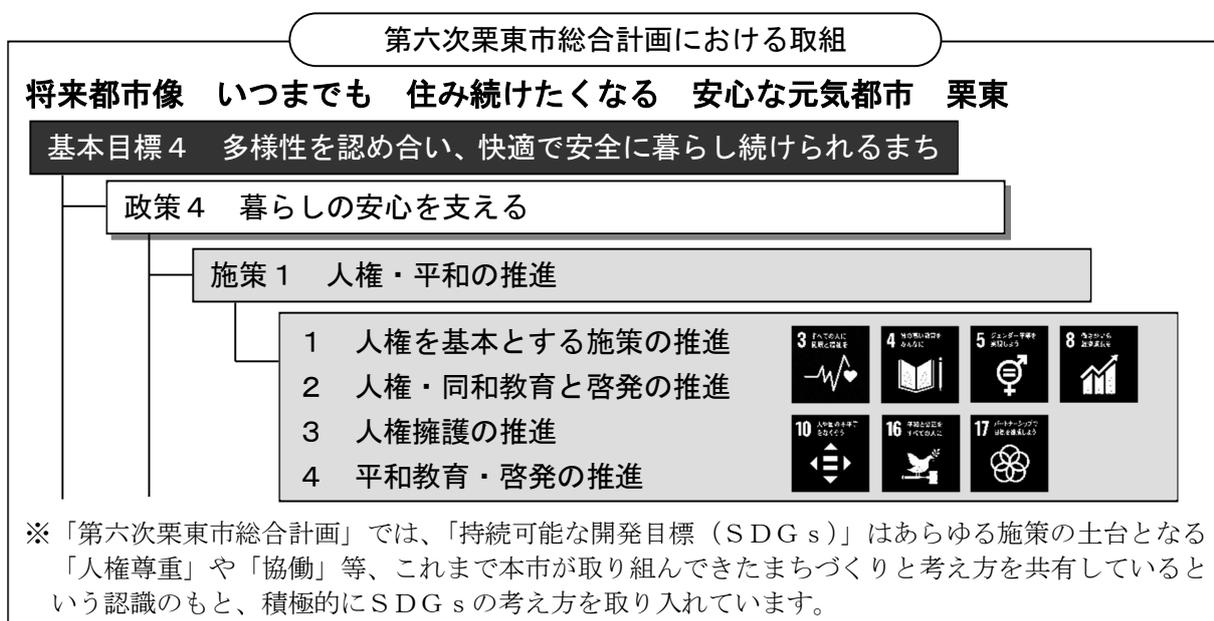


4. 計画の期間

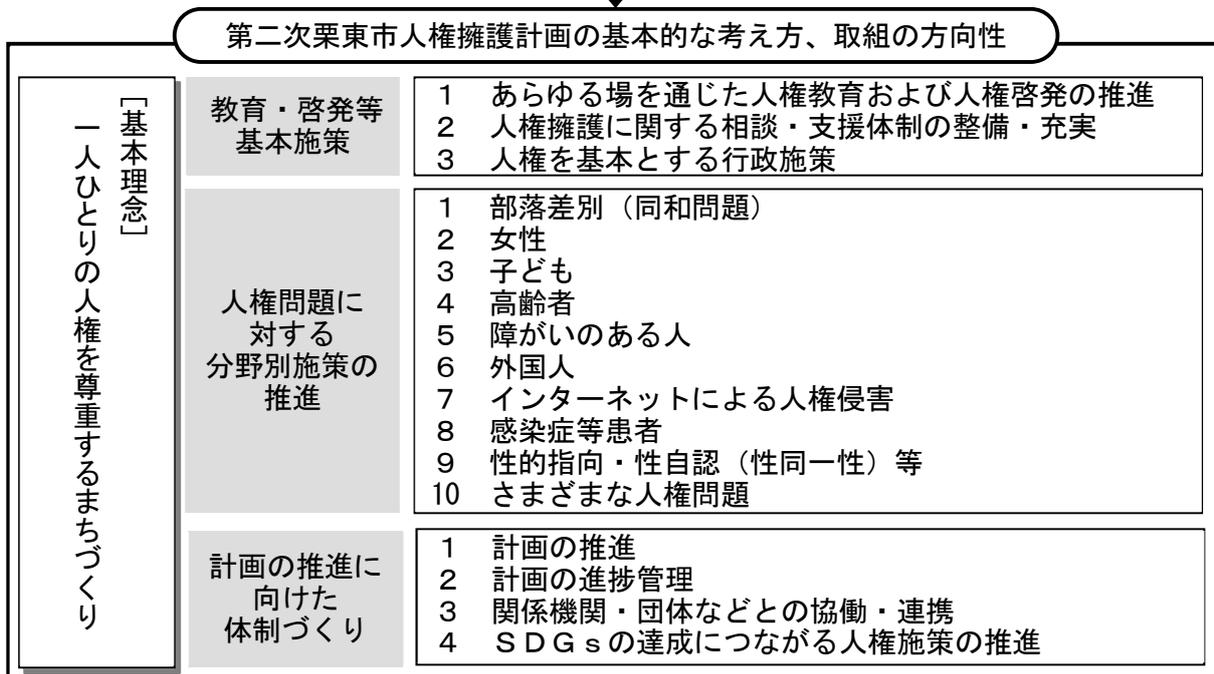
- 計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間です。
- 国内外での法制度などの改正、社会情勢の変化、本計画の取組の進捗状況などに対応するため、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
当初計画	栗東市人権擁護計画					栗東市人権擁護計画（改定）									
第二次計画											第二次栗東市人権擁護計画				

5. 計画の骨格・施策の体系



↓ 個別・具体的取組、推進体制の設定



第2章 基本施策の推進

1. あらゆる場を通じた人権教育および人権啓発の推進

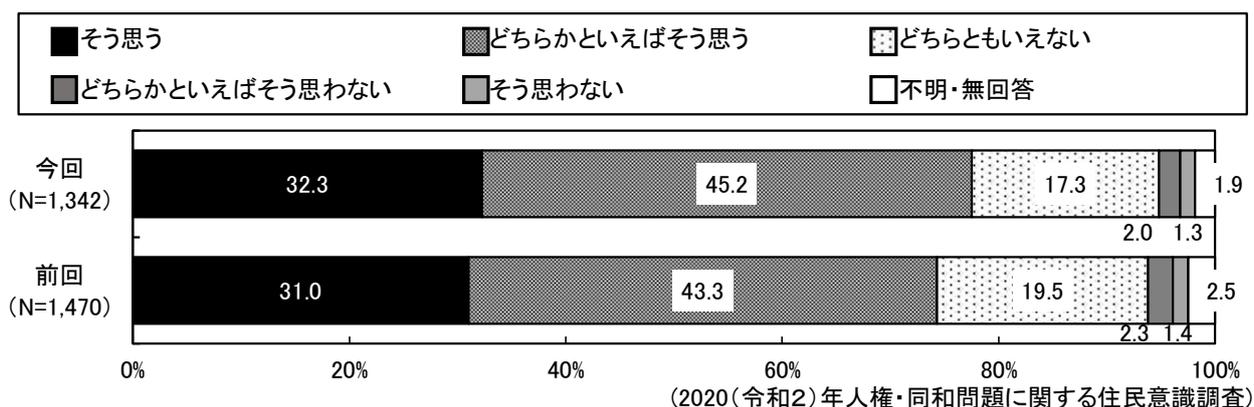
(1) 人権教育および人権啓発推進の目的

あらゆる人権問題をなくし、すべての人びとの基本的人権が守られ、互いの人権を尊重し合い共生する社会の実現には、一人ひとりが自らの人権だけでなく他者の人権を理解し大切にす意識の醸成と、人権問題の解決のために行動することが必要です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の定義によれば、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であることから、就学前保育・教育、学校教育・社会教育などを通じて、幼児期からの成長・発達段階、地域の実情などを踏まえて実施していくものです。

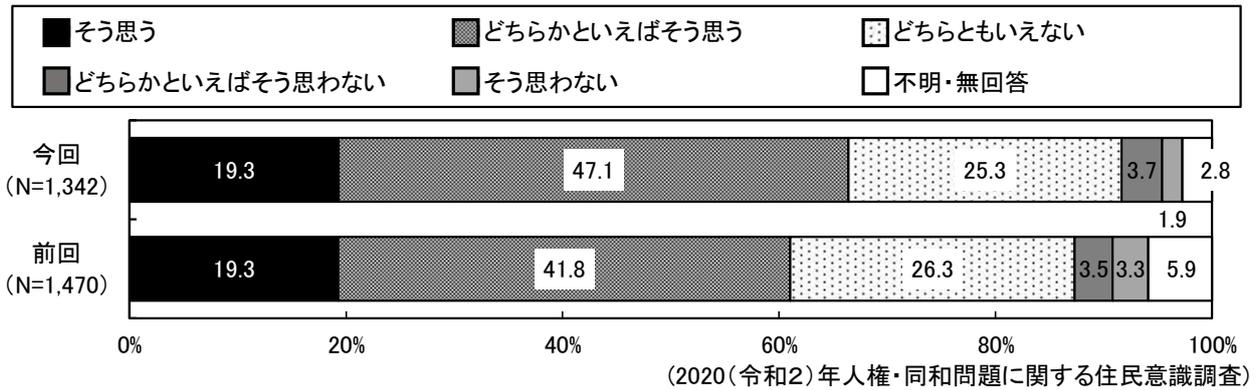
同様に、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」であることから、人権に関わるさまざまな問題を知り、一人ひとりが自己と他者の人権を尊重することの大切さ、他者の痛みを「自分ごと」として実感できる人権感覚の形成などに資する取組を進めるものです。

図1 差別を共になくそうとする態度を身につけたい



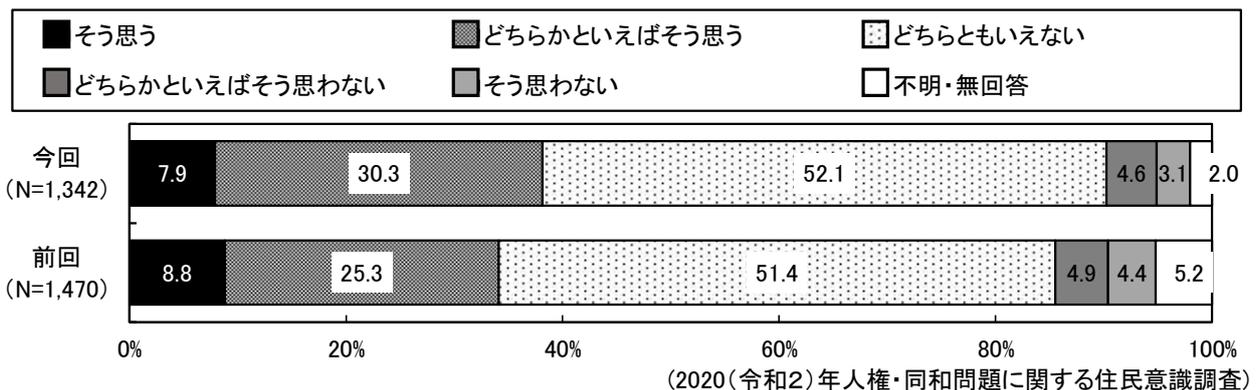
本市の2020(令和2)年人権・同和問題に関する住民意識調査(以下、住民意識調査)では、「差別を共になくそうとする態度を身につけたい」と思う人(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が77.5%となっており、2015(平成27)年に実施した前回調査(74.3%)よりやや増加しています(図1)。

図2 差別をしないように人権意識を高め、日常生活に生かしたい



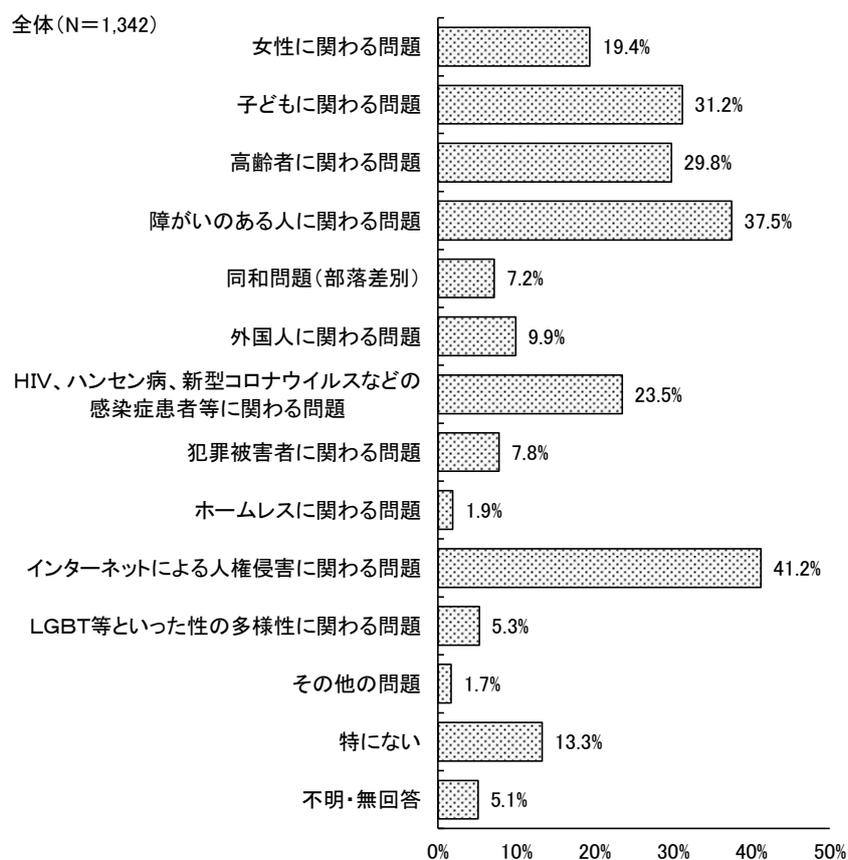
また、「差別をしないように人権意識を高め、日常生活に生かしたい」と思う人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は66.4%となっており、前回調査（61.1%）より5.3ポイント増加していることから、人権尊重に対する住民意識の向上がみられます（図2）。引き続き、家庭や地域、職場など、あらゆる場を通じて人権問題に関する教育や啓発に取り組みながら市民一人ひとりの人権尊重の理念についての理解を促し、偏見や差別のないまちの実現に向けて主体的に行動できるよう意識醸成を図ります。本市では、「人権・同和教育推進5カ年計画（第五次輝く未来計画）」をその時代と新たに直面する課題解決に向け策定し、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別や人権侵害をなくし、市民の人権意識の高揚を図ることで、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別のない明るい地域の実現をめざした人権教育・人権啓発を推進しています。

図3 栗東市は、基本的人権が尊重されている市である



住民意識調査では、「栗東市は基本的人権が尊重されている市である」と思う人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が38.2%となっており、前回調査（34.1%）より4.1ポイント増加しています（図3）。しかし、いまだ50%に満たない現状をしっかりと受け止め、人権・同和教育の推進により市職員・教職員および市民の人権意識の高い快適で安全なまちづくりを推進していく必要があります。

図4 身の周りにおける解決すべき人権問題（複数回答：選択は3つまで）



(2020(令和2)年人権・同和問題に関する住民意識調査)

また、近年の情報分野をはじめとする科学技術の著しい発展や、経済のグローバル化・ポータリティ化の進展、急速な少子高齢化の進行等社会情勢の変化に伴って、インターネットを悪用した人権侵害、LGBT等性的マイノリティに対する偏見や差別、東日本大震災に起因する被災者へのいじめや差別など、従来の仕組みでは対応しきれない新たな課題や問題が次々と発生しています。住民意識調査でも、身の回りにおける解決すべき人権問題として「インターネットによる人権侵害に関わる問題」と回答した人の割合が41.2%と最も高い結果となりました（図4）。

2020（令和2）年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症について、感染症に対する不安や恐れ等に起因する偏見や差別も生じています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とする社会活動の制限に伴い、経済や雇用の不安定化による生活の困窮、社会からの孤立、自粛生活で在宅時間が長くなった影響によるドメスティック・バイオレンスや児童虐待の増加等も懸念されています。

こうした社会の変化に伴って日々さまざまな人権問題、偏見や差別が生じる中、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い尊重することや、いかなる状況や理由があっても暴力や虐待を決して許さない意識を高めていくことが重要です。さまざまな人権問題、偏見や差別に関する正しい知識と理解を深め、市民一人ひとりが人権を「自分ごと」として捉え、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるような人権教育・啓発活動を推進していくことが必要です。

(2) 人権教育および人権啓発推進の基本方針

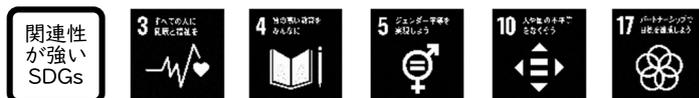
①就学前保育・教育および学校教育における人権教育の推進



子どもが自尊感情*を育み、互いの人格を尊重し合い、生きる力を育む人権・同和教育を進めます。

- 保育園や幼稚園、幼児園においては、「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に沿って、園児の発達段階にあわせた人権教育を推進します。また、保護者との連携を図り、園や家庭において自分や他人を思いやる心を育てる就学前保育・教育を進めます。
- 小・中学校においては「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に沿った取組により、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題について児童・生徒に正しい知識の習得を促すとともに、差別の不合理性に気づく人権感覚や差別をなくしていこうとする実践的態度の育成に努めます。
- 保育士、教職員に対し教育実践や啓発方法の交流、学校・園内研修の充実に努め、指導力の向上を図ります。

②社会教育における人権教育の推進



人権に関する学習環境づくりに取り組みます。

- 人権問題についての正しい理解と認識を培い、自らの生き方に関わる問題として受け止めるとともに、人権尊重の精神を日常の生活に生かしていくことができるよう、地域の拠点施設であるコミュニティセンターや児童館等において、市内の関係団体とも連携を図りながら、あらゆる世代を対象とした学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

③市民への人権啓発の推進



充実した人権啓発により、市民の人権意識の高揚を図ります。

- 市民に対して、家庭や地域、職場などのあらゆる場で人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権を尊重することの大切さや命の尊さについて呼びかけていきます。
- 市内の関係団体の参画を得ながら、参加者ニーズを的確に捉えた人権啓発事業の実施に努めます。
- あらゆる世代に人権意識の高揚と幅広い啓発が図れるよう、事業の実施や情報提供の方法に工夫を凝らしながら、取り組みます。

④企業への人権啓発の推進



企業に対し、高い人権意識を持ち誰もが活躍できる職場づくりをはたらきかけます。

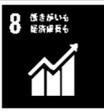
- 経済活動のグローバル化やあらゆる分野での女性の活躍が推進されており、企業は社会を構成する一員として、ダイバーシティ*推進も含めて人権や環境などに配慮して行動することを重点としてはたらきかけます。
- すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、企業が社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や人権尊重の意識が高い職場づくりが積極的に行われるよう、国や県と連携して企業啓発に努めます。

⑤人権との関わりが深い職種における人権教育の推進



豊かな人権感覚を持ち、差別をなくすための主体的な行動ができる人材を育成します。

- 市職員や教育関係者などは、人権尊重の視点に立った職務の遂行と、一人ひとりの職員が差別を許さず、差別を「なくす」主体者として行動していきます。
- 体系的な人権研修を行うとともに、各職場において日常の業務に即した人権研修を実施して、人権感覚豊かな人材の育成に努めます。

各基本方針と関連性が強いSDGsについて、各アイコンが示す目標は次の通りです。			8 働きがいも経済成長も
	3 すべての人に健康と福祉を		10 人や国の不平等をなくそう
	4 質の高い教育をみんなに		16 平和と公正をすべての人に
	5 ジェンダー平等を実現しよう		17 パートナーシップで目標を達成しよう

2. 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実

あらゆる人権問題の解決、偏見や差別の解消に向けた教育・啓発活動が展開されているにも関わらず、日常生活においては、さまざまな場面で不当な差別や名誉の毀損、虐待などの人権侵害が発生しています。また、当事者が差別を複合的に抱えるなど人権問題が複雑・多様化するなか、分野ごとの相談窓口・機関での対応では問題解決が難しいケースもあることから、関係機関の連携によるきめ細かな対応が求められています。

被害者や人権侵害行為を発見・目撃した人が相談・通報できる仕組みや、関係機関が連携し問題の解決に向けた取組を迅速かつ的確に行う体制を充実させていく必要があります。

問題の根本的な解決を図り、被害者の人権を回復し、生命の危機から救済するには、広く相談窓口・機関の周知を徹底し、実際の問題に直面した際に誰もが安心して相談できる環境づくりが必要です。

(1) 相談事業の市民への周知・情報提供

- 人権侵害に関わる相談・支援、また人権に関する総合的な窓口として、国では法務局、滋賀県では（公財）滋賀県人権センターを含めて専門的な相談窓口が設けられており、本市においても人権擁護委員*による「人権いろいろ相談」を実施しています。
- 人権侵害を受けたと感じた人が相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないように、さまざまな機会や広報媒体を活用して市民に相談窓口や人権相談事業の周知・情報提供を行い、問題の深刻化を防ぎ早期解決に向けて取り組みます。

(2) 関係機関との連携

- 市内の個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなげるよう各相談機関と連携を図ります。

(3) 相談員・関係職員の資質の向上

- 相談員・関係職員の相談実務のスキルアップと人権意識の向上を図るとともに、新たに生じる人権問題についても理解を深めていく必要があります。そのため、それぞれに応じた研修会に参加し、構成機関相互の連携強化や情報共有を図り、相談員や関係職員の資質の向上に努めます。

3. 人権を基本とする行政施策

行政事務・サービスは、すべての人を対象として実施するものであり、憲法が定める基本的人権の尊重の理念がその基礎になければなりません。

特定の部局だけが人権に関わっているのではなく、環境、福祉、教育、都市計画、住宅や道路・上下水道整備など、またそのような仕事を支える業務を含め、すべての部局が人権の確立に関わることを自覚し、全庁的な連携体制のもと、総合行政を推進していく必要があります。

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

- 差別されている当事者の思いや複合的な困難に対する認識を深めるためには、市職員はさまざまな人権問題を理解し、「自分ごと」として積極的に人権問題の解決に取り組む姿勢を身につけます。
- 人権を基本とする行政は、日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通して、人権尊重の視点に立って施策を推進します。

(2) 個人情報保護

- 市民の個人情報を取り扱う職員として「栗東市個人情報保護条例」などにに基づき、市民の基本的な人権を尊重し、市の保有する個人情報の適切な取扱いと保護に努めます。
- 戸籍謄本等の不正請求や不正取得により個人の権利が侵害されることを防止・抑止するため、それらを第三者に交付した場合の本人通知制度*について周知し、本制度への登録を促します。

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

- すべての市民が住み慣れた地域において、快適で、安全・安心に暮らせる都市環境を整備するためのバリアフリー*化を推進します。また、公共施設や公共交通機関、案内表示などへユニバーサルデザイン*を用いた、まちづくりに取り組みます。
- 相手に対する無関心や誤解、何気なく行っている行動や発言などが意識上のバリアをつくってしまうことがあります。意識上のバリアをなくすために、一人ひとりの心のバリアフリーの重要性を啓発し、バリアを感じている人の身になって考え、行動することを呼びかけます。
- 災害時には、被災者一人ひとりの人権の確保や基本的な生活を営むことが保障されるよう、それぞれの視点に立ってニーズを把握し、市民の多様性を踏まえた必要な支援が的確に行き届くよう取り組みます。
- 過労、生活困窮、育児疲れや介護疲れ、差別・いじめや孤立等のさまざまな要因により、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため「栗東市自殺対策計画」を推進し、かけがえのない生命が失われることのないよう支援の充実に取り組みます。

(4) 人権問題の現状と課題の把握

- 定期的に市民の意識やニーズを把握し、市の現状と課題を踏まえて人権擁護計画をはじめ各種計画の策定や施策の推進に取り組みます。

第3章 主な人権問題に対する分野別施策の推進

1. 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）は日本固有の人権問題であり、憲法で定められた基本的人権・法の下での平等が侵害され、国民としての権利や自由が保障されていない深刻かつ重大な社会問題です。

国では、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」、1982（昭和57）年に「地域改善対策特別措置法」、1987（昭和62）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）がそれぞれ施行され、これらの法律に基づき、国および地方公共団体において住環境や福祉施設の整備などの地域改善対策への取組を進めてきました。また、根本的な問題解決に向けて、知識の普及、人権意識の高揚に向けた教育・啓発も進められてきました。

こうした取組を通じて、住環境の整備など生活環境の改善が行われ、2002（平成14）年に「地対財特法」が失効し、国策としての同和対策事業は終結を迎えました。その後もインターネット上の差別的書き込み等の事案は依然として存在していることなどから、2016（平成28）年12月に、部落差別（同和問題）のない社会を実現するため、部落差別（同和問題）の解消に向けた「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、国は、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談および人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済および予防を図ってきました。しかし、部落差別解消推進法の施行後も結婚や就職の際の差別、土地差別といった対象地域*・住民に対する忌避意識*のほか、えせ同和行為*、インターネット上での地名総鑑の掲示などが起こっており、依然として差別の根本的な解消には至っていません。これまでの啓発活動により部落差別（同和問題）への正しい理解が進む一方で、偏見・差別意識がまだまだ根強く残っています。

本市では、部落差別の解消を推進し同和問題の解決に向けて取り組むことを重要課題と位置づけ、市民、企業、団体、学校・園、市職員、教職員など、各方面にわたる教育・啓発活動を長年にわたって行っています。その結果、「人権・同和問題に関する住民意識調査」では「部落差別（同和問題）についてはじめて知ったきっかけ」を「学校の授業でおそわった」と回答した人が、2015（平成27）年の41.3%から2020（令和2）年は45.3%に増加しています。部落差別（同和問題）を正しく理解するきっかけを得られた人の割合が増えていることから、部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けての機運が高まりつつあります。

しかし、「住宅を選ぶ際の条件として、近隣に対象地域があった場合」との質問に対して、「避けると思う」または「どちらかといえば避けると思う」と答えた人は、合わせて32.2%で、部落差別（同和問題）に関する忌避意識が根強く残っている結果が判明しました。また、自治会ごとに開催している地区別懇談会に一度も参加したことがない市民が約55%となっていること、参加者の固定化、「寝た子を起すな*」論的な考えを持っている人もみられます。さらに、「部落差別（同和問題）は、私とは関係ない話だ」と答えた人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は21.5%となっており、前回調査（18.7%）より2.8ポイント増加しています。部落差別（同和問題）に対する忌避意識や無関心は差別事象の容認につながり問題の

解決を遅らせるばかりか、偏見や差別に苦しむ人の存在から目をそらすこととなります。正しい知識と理解の浸透を図り、今なお続く重大な差別事象として部落差別（同和問題）への関心を持ち、差別を許さない意識・態度を高めていく必要があります。

教育・啓発のさらなる充実を図るとともに各種事業などを周知し、市民などの参加を促進することで正しい知識の普及と理解を広める取組を展開し、同和問題の解決に向けて部落差別の解消を推進していくことが求められています。

【施策の方向】

（１）人権・同和教育の推進

- 地域の実態に即した人権・同和教育の推進に努め、人権・同和教育推進組織、就学前保育・教育、学校教育、社会教育と連携し、差別の現実に学び部落差別（同和問題）を解消するための組織的な取組を促進することで、市民一人ひとりの人権感覚・人権擁護の意識の高揚を図ります。
- 「2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市職員、教職員を対象とする人権・同和教育研修の実施、充実を図ります。
- 「十里まちづくり事業」を教材とした学習を、市内の小・中学校・園をはじめ多くの人に推進し、部落差別（同和問題）の解消に取り組みます。

（２）部落差別（同和問題）の正しい理解と認識に向けた啓発の推進

- 「部落差別解消推進法」に基づき部落差別（同和問題）の解消を推進し、部落差別（同和問題）のない社会を実現するため、地区別懇談会や講演会など各種研修会の実施により、人権尊重の風土の醸成を図り、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい知識と理解を深めることで、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）解消の主体者であるという自覚を促します。
- 市民意識として根強く残っている「忌避意識」や「寝た子を起こすな」論に対して、国・県をはじめとして関係機関とネットワークを広げて差別意識の払拭のための啓発活動に取り組み、同和教育・啓発の必要性について理解を深めます。また、不正な個人情報の取得から身を守るため、戸籍謄本等を第三者に交付した場合の本人通知制度について、理解を促します。
- 企業においては、全従業員が部落差別（同和問題）を正しく理解するため、研修会の開催や学習の機会をつくり、あらゆる差別を許さない職場環境づくり、働きやすい職場づくりの実践とともに、採用選考の適正なシステムの確立が求められます。企業への訪問活動などにより、部落差別（同和問題）の解消に向けた企業における主体的な取組をはたらきかけ、情報提供などを行い、あらゆる差別を許さない職場環境づくりに向けた取組を促進します。

(3) 地域総合センター（隣保館）事業の充実

- 部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題の解決および差別の完全撤廃をめざすために、「社会的排除」から「社会的包摂」を展望した「福祉と人権のまちづくり」の発信拠点として、生活上の各種相談事業を総合的にを行います。
- 人権啓発の住民交流の拠点として、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向け各種事業に取り組み、人と人がつながることで相手の人権を尊重しお互いの個性や価値観、生き方などの多様性を理解し認め合うことを学ぶ場として市民の利用を促進していきます。

(4) 相談体制等の充実

- 昨今、インターネット上で特定の地区を対象としたデマや偏見などの差別的情報が氾濫しており、部落差別解消推進法では「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として、インターネット上の差別の深刻化を指摘しています。インターネット上の差別的言動や人権侵害を防止するために、インターネットの適正な利用を啓発します。また、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して被害者の権利回復を支援していきます。
- 「えせ同和行為」は、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付け、部落差別（同和問題）の解消を妨げるものです。「えせ同和行為」に対する正しい認識を持ち、適切な対応が行われるよう企業・事業所に啓発するとともに、関係機関と連携しながら排除へ向けた取組を推進します。
- 市民、人権関係機関・団体、企業等が一体となり、地域における相談・救済の支援と人権啓発を推進します。

(5) 調査等の実施

- 住民意識調査等の部落差別（同和問題）の実態に係る調査を定期的実施し、本市の実態に即した部落差別（同和問題）の解消に向けた人権教育および啓発を推進します。

2. 女性

【現状と課題】

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めています。このため、「男女雇用機会均等法」をはじめ「男女共同参画社会基本法」や「ストーカー規制法」、「配偶者暴力防止法」、「育児・介護休業法改正法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの法整備を進め、女性差別・男女間格差の是正・解消に向けた取組が進められてきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、女性の社会進出が進む現在でも女性が家事や育児、介護の多くを担っています。また、職場での採用・昇進・給与に関わる男女の格差・差別も依然として存在し、女性の活躍を阻む要因にもなっています。世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数*」はその国におけるジェンダー格差を表しており、2021（令和3）年の日本のジェンダー・ギャップ指数の総合スコアは0.656で順位は156か国中120位となっています。

さらに、配偶者・パートナー間で身体的・精神的・性的・経済的な暴力を加えるなどのドメスティック・バイオレンスの被害、セクシュアル・ハラスメント*などが社会問題となっており、暴力を許さない社会の実現に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、就業者数の減少や自殺者数の増加など、特に女性への影響が深刻である様相が確認されており、国内外において、改めてジェンダー平等の実現が課題となっています。

本市においては、1995（平成7）年に「まちづくり女と男の共同参画プラン」を策定し、以後5年ごとに改定し、2021（令和3）年度から「栗東市ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン第6版》」と名称を改め計画を推進しています。また、2002（平成14）年には、「栗東市男女共同参画都市」を宣言し、家庭、地域、学校、職場などにおいて、市民と行政が一体となり、男女共同参画社会の実現に向けた体系的な取組を推進するとともに、その機運を広く醸成する取組を進めてきました。しかし、2019（令和元）年の「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」では、固定的な性別役割分担意識について女性では「同感しない」が60%近いものの、男性では「同感する」と「同感しない」が拮抗しています。また、家事・育児・介護等の家庭責任が女性に偏っているなど、固定的な性別役割分担意識の根深さが改めて浮き彫りになっています。家庭におけるジェンダー平等を実現するためには、男女ともに仕事と家庭、地域生活との両立、能力を十分に発揮できるような取組、事業主や職場での意識改革などを進め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*を実現し、いきいきと暮らせる環境づくりが必要です。

市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見や差別を解消し、男女がともに役割も責任も分かち合い、その個性と能力が発揮でき、多様性を認め合える「誰もが自分らしく生きることができる公正で多様性に富んだ社会」の実現が求められています。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり

- 市民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いに個性を尊重し家庭生活や地域社会を男女がともに担っていく重要性の理解を促進するため、「栗東市ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン第6版》」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 男女平等の実現および女性の地位向上に向けて、市の審議会や委員会をはじめ、地域団体、事業者など社会のあらゆる分野における女性の参画を促進します。また、女性が政策・方針決定の場に参画しやすい環境・条件づくりをめざします。
- 性差に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）*が行動となって表れ、結果的に他者を傷つけてしまうマイクロアグレッション（小さな攻撃性）*が問題視されています。日頃の言動を振り返り、自らのアンコンシャス・バイアスに気づくことによって無意識の差別を解消していけるよう、啓発を推進します。

(2) 生活の場における男女共同参画の促進

- 「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づく考え方や習慣が地域社会のさまざまな活動における女性活躍の支障とならないよう、これらを見直し解消していくための地域における活動や学習機会の充実を図ります。また、男性が主体的に仕事だけでなく家事・育児・介護や地域の活動等に参画できるよう啓発します。
- 仕事と子育て、介護、地域生活との両立支援に向けた各種制度やサービスを周知し、家庭や地域で男女共同参画を進めるための社会全体の意識づくりおよび環境づくりを進めます。
- 多様な視点からの防災対策の整備に向け、防災対策等を決定する場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った防災体制の見直しを推進します。

(3) 働く場における男女共同参画の推進

- 一人ひとりが希望するバランスで仕事と家庭生活、地域生活との調和を図れるよう、働く場における支援制度の充実や、働き方改革の効果や労働関連法令等に関する情報提供を図ります。
- 男女がともに安心して働くために、企業や事業所に対して長時間労働などの働き方を見直す取組を啓発します。
- 出産・育児や介護等において男女がともに役割と責任を分かち合うことが大切です。子育てや介護を担う従業員の休暇制度や短時間勤務制度等の積極的な利用を促すとともに、周囲の理解を深められるよう社会全体の意識づくりや環境づくりを進め、男女がともに仕事と家庭・地域生活の両立を実現できるよう取り組みます。
- 昇級や賃金などの男女格差の解消をめざし、企業や事業所への啓発や広報活動を今後も継続的に実施し、働く場における男女共同参画の周知に努めます。

(4) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の充実

- 配偶者・パートナー間で生じている暴力や、ストーカー行為等の被害者の多くが女性です。暴力は重大な人権侵害行為であり、ドメスティック・バイオレンス等のあらゆる暴力の防止について、家庭や学校・園、地域、職場において啓発や家庭教育などを支援する学習機会の充実を図ります。
- 被害者および加害者の性別や間柄等に関わらず、いかなる理由があっても決して暴力を許さない社会の実現に向けて社会全体の意識づくりをめざします。
- ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為は、被害者の心身に有害な影響を及ぼし個人の尊厳を侵害するものです。被害者が一人で悩み孤立することのないよう関係機関との連携強化により相談窓口の周知と相談体制の充実を図り、被害者の早期支援につなげます。

3. 子ども

【現状と課題】

1989（平成元）年、国連の総会において「子どもの権利条約」が採択され、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」と位置付けられ、日本は1994（平成6）年にこの条約を批准しました。

子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化・ひとり親家庭などの家族形態の多様化、子育て家庭の孤立や地域コミュニティの希薄化、地域や家庭での子育て・教育力の低下、貧困を原因とする学力格差の拡大など、子どもの成長と発達にとって益々厳しいものへと変化してきました。また、児童虐待やいじめ、引きこもり、不登校、深夜の徘徊、教師による体罰など、家庭および学校・教育現場が抱える状況が深刻な社会問題となっています。さらに、スマートフォンなど、保護者の目が行き届かないところで手軽に子どもがインターネットを利用できる手段が急速に普及し、インターネットを介して悪質ないじめが起こったり有害サイトにアクセスし被害者となる事件に巻き込まれたりするなど、子どもの人権と生命が脅かされる状況が生じています。

このような社会状況の中、子育ての負担感や不安感を解消し、身近な地域で安心して子育てをすることができ、すべての子どもが健やかに成長していける社会づくりが求められています。子どもには、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が保障される権利があります。障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要です。

本市では、2015（平成27）年に施行された「子ども・子育て支援新制度*」を受け「栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援のさらなる充実をめざして、次代を担う子どもが健やかに育つとともに、身近な地域において子育てしやすい環境づくりを進めています（2020（令和2）年度から第2期計画を推進）。また、2013（平成25）年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づいて「栗東市いじめ防止基本方針」を制定し、いじめ防止・早期発見および対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための取組を進めています。

子どもの貧困については、2014（平成26）年に「子どもの貧困対策法」が施行されました（2019（令和元）年改正）。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するために、教育の支援・生活支援・保護者を対象とする就労支援・経済的な支援などの充実を図るとともに、関係機関が幅広く連携した取組の強化に努めていく必要があります。

また、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもの問題が表面化しています。ヤングケアラーである子どもは家庭で大人に代わって家事や家族の世話、介護等を引き受けることによって、自分自身の健康状態や学校生活、友人関係等にさまざまな影響を受けています。行政、学校、福祉や医療機関、地域住民などが連携してヤングケアラーの存在に気づき、子どもへのケアを行うとともに、その家庭を適切に支援していくことが大切です。

すべての子どもの年齢や発達の程度に応じてその意見が十分に尊重され、最善の利益を考慮され、心身ともに健やかに成長できるよう子どもの人権を守っていく必要があります。また、子どもの自尊感情と自己肯定感を育み、子どもたちが自分の人権も他者の人権も尊重できる社会の実現が求められています。

【施策の方向】

(1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策など子どもの安全を守る取組の推進

- 子どもの人権や権利に関する啓発や学習の機会をつくり、子どもの人権を大切にする意識づくりを推進します。
- 家庭、学校・園、地域社会等と連携し、「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えることから、市民に対して児童虐待防止の知識の普及を図るとともに、虐待通告義務*の啓発や虐待防止対策の強化に努めます。また、早期発見のための協力をはたらかかけるとともに要保護児童対策地域協議会との連携を強化します。
- 子どもを対象にした安全・防犯教育を実施し、家庭・学校・園・地域と関係機関が連携して安全対策の充実を図り、子どもの命を守ります。

(2) 子どもの人権を尊重した保育・教育の推進

- 学校・園では子どもを一人の人間として権利の主体であることを認識し、子ども一人ひとりの人権と人格を尊重して教育を行います。
- あらゆる機会を通じて、子どもが互いに人権を尊重し高め合う保育・教育を推進します。
- 保育士、教職員は豊かな感性と愛情を持って子どもと関わり、信頼関係を築くため常に自らの人間性や専門性の向上に努めます。

(3) いじめや不登校などへの対策強化

- 「栗東市いじめ防止基本方針」に基づき、学校が組織的に対応することはもとより、関係機関や地域社会も含めて取組を進めます。
- いじめや不登校などの早期発見と対処に向け、児童生徒支援室や家庭児童相談室だけでなく、地域・家庭・学校・専門機関との連携を強化し、相談・支援機能の充実を図ります。

(4) 障がいがある子どもと発達が気になる子どもへの支援

- 障がいの有無で区別することなく子どもたちが可能な限り同じ場で学ぶことにより、互いを尊重する気持ちを持って生きる力を身につけていけるよう、インクルーシブ*教育を推進します。
- 子どもたちの自立に向けて個に応じた適切な関わりができるよう、就学相談の充実を図ります。
- 関係機関との連携のもと、障がいのある子ども、発達やコミュニケーションに課題を抱える子どもと保護者を支援します。

(5) 相談・支援体制の充実

- 子ども自身が相談できる体制づくりとして、学校にスクールカウンセラーおよびさまざまな社会的支援を必要とする子どもに対応するスクールソーシャルワーカーを配置します。
- 人権擁護委員と法務局が実施している手紙（子どもの人権SOSミニレター*）や電話（子どもの人権110番*）での相談窓口等を子どもたちに周知し、子どもが安心して相談できる場が学校以外にも広がり充実するよう図ります。
- 子どもが身近な地域でボランティアと共に遊びや学習、食事等をしながら安全に、安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。
- 子育て世代の悩みの軽減や支援のために関係機関との連携により相談体制の充実を図り、悩みの解消をめざします。
- 子育ての不安感や負担感を抱える家庭に対しては、それぞれの家庭の実情に応じた支援ができるよう関係機関との連携を強めます。
- ひとり親家庭を対象とした就労相談や家事支援などにより自立の促進を図り、安心して子育てが行えるよう支援します。

4. 高齢者

【現状と課題】

日本の総人口に占める65歳以上の割合は、高齢社会白書によると2020（令和2）年10月1日現在で28.8%となっています。全国的な人口減少が続く中、本市の総人口は増加傾向で推移しており、2021（令和3）年7月時点で70,205人となっています。65歳以上の人口は増加傾向にある一方で、40歳未満の人口は微減しており、高齢化率は2012（平成24）年から2021（令和3）年7月時点までの9年間に15.3%から19.1%まで上昇しています。全国的にみると高齢化率は依然低い状況ですが、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年には75歳以上の後期高齢者が大幅に増加することが推測されます。

平均寿命の大幅な延びや少子化等を背景として、高齢者の「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加し、高齢者の介護や生活介助を高齢者が担う「老老介護」も生じる中、高齢者の「社会的孤立」の増加も社会問題となっています。健康面や生活面に問題があっても介護保険や生活保護などの行政サービスを受けず、家族や周辺住民とも接触のほとんどない高齢者が増えており、孤独死の増加や消費者契約のトラブルの増加など、さまざまな課題を生み出しています。また、高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などの事件が増加しており、加齢や認知症等により判断能力が低下してきたり、財産管理が難しくなった場合でも高齢者の尊厳と権利を守るための仕組みの強化が求められています。さらに、介護の現場では家族や福祉職員による虐待や介護放棄が社会問題となっており、高齢者の心身の安全を守るとともに、介護者や介護の現場を支える職員を対象とするケアの重要性も増しています。

他方、高齢者を支えられる側としてのみ捉えるのではなく、これまで培ってきた豊富な経験や能力を活かし、地域を支える側として地域活動等において活躍することが期待されています。高齢になっても尊厳を保ち、その人らしく健康でいきいきとした暮らしを送れるよう、就労・社会参加の促進や経験などを発揮する機会を充実させる必要があります。

日本では、1995（平成7）年に来るべき高齢社会の政策の基本理念を定めた「高齢社会対策基本法」が制定されました。それ以降、「介護保険法」、「高齢者虐待防止法」が整備され、社会で介護を支える仕組み、高齢者に対する虐待の防止・通報体制づくりが進められてきました。また、2012（平成24）年には「高年齢者雇用安定法」が改正され、65歳未満の定年を定めている事業主が定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」について、原則として希望者全員を対象者とする措置に変更されました。2015（平成27）年には、2025（令和7）年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症高齢者になる見込みのもと、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)が策定されました。

本市においては、1999（平成11）年度に「第1期栗東市高齢者保健福祉計画」を策定し、現在「第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を推進しています。高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護に係るサービスの提供基盤・支援体制の整備・充実、身近な地域住民による見守りや支え合いといった地域福祉の推進に取り組み、地域包括ケア体制の深化・推進に努めています。また、2021（令和3）年1月に「栗東はつらつ100歳条例」を施行しました（制定は2020（令和2

年12月)。この条例は、人生100年時代にあつて、高齢者が生きがいを持って、健康ではつらつと地域社会の一員として活躍し、高齢期からの「もう一つの人生」をより豊かに歩いていくために、健康長寿のまちづくりを進めることを目的として定めたものであり、高齢者が健康寿命を延ばし、社会の一員として地域に貢献し、生きがいを持って高齢期からの人生を歩いていける地域社会の実現をめざしています。

本市の高齢化率は2021（令和3）年7月時点で19%を超えており、今後のさらなる高齢化を見据え、家庭における虐待の防止および早期発見・対応体制の構築、認知症高齢者などの支援体制の充実を図る必要があります。さらに、高齢者が健康に、かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を過ごし、何らかの支援が必要になっても本人の希望や個性が尊重され、尊厳を保持しながら住みなれた家庭や地域で生活できるような社会の仕組みづくりが求められています。

【施策の方向】

（1）高齢者の人権と権利擁護の推進

- すべての市民が、高齢者が直面する問題を「自分ごと」として捉え、高齢社会における自分の役割について考えることができ、また、ノーマライゼーション*の理念のもと高齢者が社会の重要な構成員として家族や社会の中で健やかで充実した生活を過ごすことができるよう、「第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 高齢者の尊厳が守られ、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることができるよう、高齢者虐待防止や認知症理解促進などについて啓発するとともに、成年後見制度*の活用、虐待への対応、特殊詐欺や悪質商法による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護*のために関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

（2）高齢者の生きがいづくりと社会参加の充実

- 高齢者が生きがいを持ち続け、自らの経験・知識などを活かして積極的に社会参加・参画できる環境づくりを進めるとともに、生きがいづくりなどの事業に主体的に参加していけるよう情報提供や機会の創出に努めます。
- 他の世代との交流や相互支援の活動を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として活躍できる活動を推進します。
- 定年延長や雇用継続、再就職など一人ひとりの意思と能力に応じた雇用・就業の機会が確保できるよう関係機関との連携を強め企業の意識啓発とともに、高齢者のニーズに応じた就労支援に努めます。

(3) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- 寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で医療や介護などのサービスが必要に応じて提供される地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ります。また、在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動を充実させます。
- 運動器機能等の低下や心身のさまざまな症状による閉じこもりを防ぎ、いつまでも趣味の活動や地域との交流を楽しみ、自分らしく、いきいきと過ごせるよう、介助や介護が必要な人もさまざまな活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 介護が必要な状態になっても、いつまでも趣味の活動や地域との交流を楽しみ、自分らしくいきいきと過ごせるよう支援者の資質向上など環境づくりに取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、居住支援を含めた生活環境のバリアフリー化や公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
- 災害時の避難行動対策も含めて、高齢者の孤立防止や認知症高齢者の安全確保のため隣近所やボランティアによる支援活動や見守りなど、地域における支え合い活動の支援に努めます。

5. 障がいのある人

【現状と課題】

障がい者施策においては、「完全参加と平等」の実現、ノーマライゼーション・リハビリテーション*の理念を柱として、保健・医療・福祉をはじめ、就労や教育、まちづくりといった各分野での取組を推進しています。

日本では、2007（平成19）年に署名した国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011（平成23）年に「障害者基本法」の改正および「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定（2012（平成24）年施行）、2012（平成24）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定（2013（平成25）年施行）されました。また、2013（平成25）年には人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の成立および「障害者雇用促進法」の改正が行われました（両法律とも2016（平成28）年施行、「障害者差別解消法」は2021（令和3）年5月改正）。こうした法整備を踏まえて、2014（平成26）年には「障害者の権利に関する条約」を批准し、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、自立と社会参加を支援・促進する仕組みの整備が順次進められてきました。

近年、これまで以上に職場や学校における理解が進み、障がいのある人への支援のあり方が多岐にわたっています。また、高齢化の進展に伴い、障がいのある人、そしてその家族など、支援を必要とする人の高齢化も進んでいます。しかし、障がいのある人に対する理解・認識がまだまだ十分でなく、偏見や差別が社会のさまざまな場面で見られます。「障害者差別解消法」では、「障がいを理由とした差別的取扱いや権利侵害」を禁止し、「社会的障壁*を取り除くための合理的配慮*の提供」を求めており、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現が重要です。また、発達障がいに関しては、2016（平成28）年に「発達障害者支援法」が改正され、慣行や制度といった「社会的障壁」によって日常生活が制限されないよう、切れ目のない支援が受けられる体制の構築が求められています。

滋賀県では、すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が2019（平成31）年4月（10月全部施行）から施行されました。

本市では、障がいのある人の自立と社会参加・自己実現を支援するまちづくりを推進するため、「第3期栗東市障がい者基本計画」・「第6期栗東市障がい福祉計画〈第2期栗東市障がい児福祉計画〉」、「第四次栗東市就労支援計画」を策定し、保健・医療・福祉をはじめ就労・教育などの多分野における取組を展開しています。また、駅などの公共施設や歩道整備のユニバーサルデザイン化を進めています。2020（令和2）年10月1日には「栗東市手話言語条例」、「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を施行し（制定は2020（令和2）年3月）、手話を言語と認め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざしています。

しかし、障がいのある子どもの放課後の居場所や学校卒業後の就職、また、障がいのある人に対する理解がまだ十分でなく、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれています。今後、

さまざまな場面での社会的障壁を取り除くため、合理的配慮の実施を促進する必要があります。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支えるまちづくりとともに、障がいや障がいのある人への理解を深める取組や社会参加の場を広げる取組、生活支援の充実、就労の環境づくりを推進し、すべての人が障がいの有無に関係なく平等に交流することができ、個性を尊重し合い、みんなが共に支え合うことができる住みやすいまちの実現が求められています。

【施策の方向】

(1) 障がいおよび障がいのある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進

- 障がいのある人に対する地域住民の理解を深め、共に生きる社会づくりを理念とするノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を社会に浸透させるために、「第3期栗東市障がい者基本計画」、「第6期栗東市障がい福祉計画<第2期栗東市障がい児福祉計画>」に基づき、総合的かつ効果的な施策を推進します。
- 障がいのある人の社会参加をめざし、地域において障がいに対する総合的な理解やニーズに応じた支援、合理的配慮の提供が促進されるよう啓発します。また、本市においては、市役所に手話通訳ができる職員を配置したり、公共機関の窓口に「耳マーク表示板」を設置したりするなど障がい特性に応じたコミュニケーションを図り、障がいのある人が安心して市役所や公共機関を利用できる環境を整えます。
- ボランティア活動では、障がいの特性を理解した人材を育成し、活動に対する支援の充実を図ります。
- 文化・芸術活動やスポーツを通して誰もがふれあいや交流を積極的に行うなど、相互理解を深め共生を推進する機会を設けます。
- すべての市民が共生していく社会の実現をめざすために、「栗東市手話言語条例」の周知・啓発を図り、手話が言語であることの認識およびろう者への理解を広げます。また、「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の周知を図り、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解・利用を促進し、障がいのある人の情報の取得およびコミュニケーションについて支援を行います。

(2) 一人ひとりのニーズに応じた支援を行う特別支援教育の充実

- 障がいのある幼児・児童・生徒の将来を見通し、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導および必要な支援を行うことなど特別支援教育*の質的な充実を図ります。
- 障がいのある子どもが合理的な配慮を含む必要な支援のもと、その年齢および能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育て、社会的・職業的に自立するための教育環境の充実を図ります。

(3) 地域で安心して暮らせる体制づくり

- 障がいのある人の住み慣れた地域での生活や社会参加を支援するため、多様できめ細かな障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの提供を図るとともに、サービスの充実と提供体制の確保を図ります。
- 障がいの特性に応じた適切な配慮や障がいのある人一人ひとりのニーズに即した支援・サービスの利用に適切に結びつけられるよう、情報提供体制やサービス利用に関する相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 障がいのある人の雇用・就労支援体制の充実

- 就労は、障がいのある人の社会参加や自立のための重要な手段だけでなく、自己実現や生きがいづくりなどにも大きく関わっています。障がいのある人が円滑に継続して就労できるよう、関係機関とのさらなる連携により就労支援の推進と、その充実を図ります。
- 企業を対象に障がいのある人の特性や「障害者雇用促進法」、「障害者差別解消法」について啓発・研修を実施します。また、障がいのある人に対する社会的障壁を取り除くための障がい特性に応じたサポートや合理的配慮が実施され、障がいのある人が働きやすい環境整備が促進されるよう努めます。

(5) 障がいのある人の権利擁護の推進

- 障がいのある人の権利を擁護するため、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、成年後見制度などの権利擁護制度*の啓発や利用促進に努めます。
- 障がいのある人に対して施設や職場、家庭での虐待の防止に向けて広報や啓発活動を推進するとともに、虐待を受けた人の保護・自立支援、養護者・家族介護者への支援、介護負担軽減などに取り組みます。

6. 外国人

【現状と課題】

日本では、国際化により多くの外国人が国内で暮らし、学び、働くようになり、住民同士の交流も活発に行われるようになってきています。

国においては、1979（昭和54）年に「国際人権規約」、1981（昭和56）年に「難民の地位に関する条約」、1995（平成7）年に「人種差別撤廃条約」を批准し、人種や民族、宗教、国籍などの違いによる差別をなくし、これらに関係なく、すべての人びとの人権と基本的自由を保障することを基本として国際化政策が進められています。

しかし、在日韓国・朝鮮人などのオールドカマー*と呼ばれる人びとに対しては、過去の日本の植民地政策などによって生じた偏見や差別、本名ではなく通称名（日本名）を使用することを強いられる状況など、人権・人格を侵害される状況が依然として多く見られるほか、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ*が行われるなど社会問題も起こっています。2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）が施行され、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて施策を講じるよう定めています。

また、1980年代以降に来日した外国人（ニューカマー*）に対しては、1990（平成2）年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、南米国籍の日系人を中心に人口が増加し、言語や習慣、文化などが異なる外国籍市民*の滞在の長期化・定住化が進んでいます。このような状況のもと、外国人に対する無理解が引き起こす偏見や差別、派遣労働や非正規雇用など不安定な就労の問題、アパートやマンションへの入居拒否、十分な教育が受けられないなどの問題が発生しています。さらに、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人びとも増えています。

日本においては人口減少時代を迎え、不足する労働力を外国人材に求める傾向にあり、今後人の国際移動がさらに活発化することが想定されます。そのため、生活者としての外国籍市民に関わる課題に向き合い、外国籍市民が地域社会の構成員として共に暮らしていけるまちを築く必要があります。

本市では、近年増加した外国籍市民に対応し、行政情報の多言語対応、市窓口での外国語対応など行政サービスの多言語対応を充実させています。また、ポルトガル語通訳による生活相談窓口を開設し、地域で安心して生活できる支援体制づくりを進めています。しかし、外国籍市民に対する偏見は依然として存在していることや、地域で安心して生活できる支援体制が十分とは言えない状況です。

外国籍市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるという認識のもと、国籍や民族、文化の多様性を地域の豊かさとして生かし、すべての人が地域社会の構成員として包摂的で対等な関係を築きながら互いに認め合う意識を持って偏見や差別の解消を図っていく必要があります。また、外国籍市民が必要な行政サービスなどを円滑に受けられる環境・条件を整えるとともに、すべての人が国際理解教育や外国語活動を通じて国際感覚を身につけ、地域、企業、行政などが一体となって多文化共生社会*の実現をめざしていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 多文化共生のための教育・啓発の推進

- 国籍に関わらず一人ひとりが文化や生活習慣の多様性を認め合い、同じ地域で暮らす仲間・パートナーとして共に築く地域づくりを推進するため、さまざまな機会を捉えて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を推進します。
- 学校・園においては、国際理解教育や外国語教育・活動の充実を図り、児童・生徒の国際感覚の醸成に努めます。
- 外国にルーツを持つ子どもが安心して学び、生活できるよう支援するとともに、自らの誇りと自覚を高めていけるよう適切な指導に努めます。
- ヘイトスピーチは人びとに不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねないものです。このような、人を排斥し誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識の浸透を図るため、国や県と連携した啓発を推進します。

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

- 外国籍市民が生活を送るうえで、母国との違いにより日常生活や医療などの現場において困らないよう、やさしい日本語*の普及に努め、外国籍市民のニーズを踏まえ相談窓口の充実や子育て支援、ICT (Information & Communication Technology) *を活用した行政文書の翻訳や行政情報の提供など、きめ細かな取組を推進します。
- 外国籍市民の就職や労働条件において適正な雇用が行われるよう関係機関との連携に努め、企業を対象とする啓発を推進するとともに、多様な媒体を活用して多言語による生活情報などを提供する中で、労働関係の相談窓口の周知や情報提供に努めます。

(3) 地域における多文化共生社会の取組促進

- 外国籍市民が地域で孤立せず自治会などの地域活動に参加できるよう、地域コミュニティにおける異文化理解の促進に努め、交流を推進する事業の充実を図ります。
- 外国籍市民が日本の文化を理解するだけでなく、市民の多くが広く国際交流や異文化について学ぶことにより多文化共生社会の実現に向けた取組において相互理解や交流を推進し、国籍や言語、習慣、文化などが異なることによる、さまざまな差別や人権侵害の解消をめざします。

7. インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットによる人権侵害とは、インターネット上のSNS（Social Networking Service）*や掲示板、動画配信サービス*などのサイトを通じて、情報発信の匿名性を悪用し特定の個人のプライバシーに関する情報の無断公開や他人を誹謗中傷・侮辱・差別を行ったり、無責任なうわさや差別を助長したりする表現を不特定多数に向けて掲出・発信し、人権侵害を行う行為全般のことを言います。スマートフォンの急速な普及やデータ通信の高速化により、インターネットはより手軽で便利に情報を受発信でき、多様な人とコミュニケーションがとれるメディア（情報媒体）となりました。その反面、SNSの普及により情報の拡散力が飛躍的に高まり、インターネット上の人権侵害が社会問題となっています。また、インターネットを介して個人情報の大量流出や有害サイトを利用した犯罪行為も発生しています。

国は、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行し、2005（平成17）年には「個人情報保護法」の全面施行に際し、情報通信事業者などにおいて個人情報の利用目的や管理体制、苦情処理体制などのあり方を定めるなどインターネット上の人権侵害への対策を進めています。

インターネット上の情報は誰でも容易にコピーでき、その特性上、完全に削除することが難しいため、被害からの回復は極めて困難です。また、他者の投稿を第三者が真偽を吟味せず安易に転載したり同調したりすることで、誤った情報や誹謗中傷などを拡散し、他人の人権を侵害してしまうこともあります。近年では、SNS等で誹謗中傷の対象となった人が亡くなる痛ましい事件も起こっています。現実社会と同様にインターネット上でも誰もが人権侵害の加害者、被害者になる可能性があることを認識し、メディアリテラシー*を身につけ情報を判断するとともに、人権感覚を持って利用することが求められています。

また、SNS等を利用して自分と似た興味関心を持つ人物の投稿に関心を寄せたり、自分の投稿に対し似た意見が返ってきたりすることを繰り返すうちに、自身の主張が、世の中の一般的な意見であり、正解であるかのように錯覚することがあります。エコーチェンバー現象*と呼ばれるこのような状況は、時として過激な意見に繰り返しふれたり、同調を得たりすることで、他者への攻撃的な立場へつながるおそれがあります。視野狭窄に陥らずに多様な情報にふれて認識の誤りや偏りに気づき、自分と異なる主義・主張を認め合う意識を持つことが大切です。

一方、子どものインターネット利用が増加し、SNS等を利用した誹謗中傷やいじめ、児童ポルノ等、子どもが加害者や被害者になり保護者の目の届かないところでトラブルや事件に巻き込まれるケースも増えています。子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、2009（平成21）年に「青少年インターネット環境整備法」が施行されました。その後、2014（平成26）年に「児童ポルノ禁止法」が改正され、児童買春、児童ポルノに係る行為を規制し処罰するとともに、「リベンジポルノ被害防止法」が施行され性的な画像などをその撮影対象者の同意なく公表する行為を規制することにより、影響を受けた児童を保護するための対策が進められてきました。

すべての市民がインターネットとの関わり方を学び、個人情報やプライバシーの取扱いに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進し、人権侵害のない社会の実現をめざしていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 啓発と関係機関との連携

- インターネットの普及により、誰でも人権を侵害するリスクがあることを多くの世代が認識できるようネットトラブルや犯罪行為について情報を収集し、市民への提供に努めます。
- 関係機関と連携して、正しい知識とモラルを持って情報発信・入手する能力（メディアリテラシー）を高められるよう市民啓発に努めます。
- ネットトラブルや犯罪行為に巻き込まれたときに一人で悩みを抱えることがないような体制をつくるため、関係機関と連携して相談・支援体制の整備を図ります。

(2) 子どもに対する情報モラル教育

- 子どものスマートフォンやインターネットの利用に対する教職員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図るとともに、スマートフォンなどの利用に関する適切なルール作りについて、児童生徒の主体的な活動の推進や家庭・地域への啓発を行うなど、インターネットによる人権侵害から子どもを守る取組を推進します。
- 小・中学校において電話会社（法務省委託）と人権擁護委員によるスマホ・ケータイ人権教室の実施を推進し、子どものインターネットモラルの向上を図ります。

8. 感染症等患者

【現状と課題】

日本では、かつて国によるハンセン病患者・元患者とその家族の隔離政策によって人びとにハンセン病に関する誤った認識が与えられ、患者は現在まで長く偏見や差別に苦しんできました。ハンセン病は「らい菌」という細菌を病原とする感染症ですが、感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。万一発病しても早期治療によって後遺症は残らない病気です。このことを理解し、正しい知識を持ってハンセン病患者に対する偏見や差別をなくしていくことが求められており、国は2009（平成21）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を施行し、偏見や差別の解消に取り組んでいます。

また、日本でよく知られている感染症にエイズがあります。エイズはH I V（ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって引き起こされる病気であり、体の免疫力が破壊され、本来なら自分の力で抑えることのできる病気（日和見感染症*）を発症します。H I Vは性的接触、血液感染、母子感染を感染経路としますが、感染力は弱く、握手をしたり日用品を共有したり、プールやお風呂に一緒に入ったりするなどの日常生活の接触では感染しません。万一エイズを発症した場合でも、医療技術の進歩によってH I Vの増殖を防いで進行を抑えられるようになっていきます。しかし、エイズ患者やH I V感染者に対する正しい知識や理解の不足から、患者に対する偏見や差別が残っています。

そして、2020（令和2）年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染リスクとなる行動や発症した場合の症状が少しずつ明らかにされてきていますが、現時点ではわからないことも多いため人びとに感染に対する不安や恐れを感じをもたらし、感染者やその家族だけでなく、医療従事者等のエッセンシャルワーカーとその家族に対しても心ない言動や根拠のない情報に基づく偏見や差別も見られます。このような状況を受けて、2021（令和3）年2月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」には、感染者やその家族、医療従事者などの人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

新型コロナウイルス感染症という新たな感染症に直面する現在、感染症による差別を決して繰り返さないために、不確かな情報に惑わされることなく、一人ひとりが感染症予防に努めながら、自分も相手も大切に思いやる気持ちを持って行動することが求められています。

【施策の方向】

(1) 感染症等に関する正しい知識の普及・啓発

- 感染症は気を付けていても誰もが感染する可能性のあるものです。新型コロナウイルス感染症やH I V感染症、ハンセン病等の感染症や難病に対する思い込みや偏見を解消し、いかなる病気であっても患者や感染者を差別したり責めたりすることなく、感染症等患者の基本的な人権を尊重する気持ちを持って行動できるよう、感染症等に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

(2) 感染症等患者に対する差別の解消

- 新型コロナウイルス感染症やH I V感染症、ハンセン病等の感染症や難病、疾患に対する思い込みや過剰な反応によって感染者等患者とその家族をはじめ、医療従事者や小売業・運輸業といった社会生活の維持に携わる職業の人びと等のエッセンシャルワーカーに対する偏見や差別を起ささないよう、正しい知識に基づく冷静な行動を心がけるとともに人権を尊重し思いやりを持って接するよう教育・啓発を図ります。

9. 性的指向・性自認（性同一性）等

【現状と課題】

人間の性は、単純に「男性」「女性」に分けて捉えられるものではなく、出生時に割り当てられた性（身体的な特徴から判定された性）、好きになる性の対象や有無（性的指向）、どのような性を自分らしいと感じるか（性自認）など、さまざまな性のありようが存在しており、性自認と性的指向の組み合わせやその程度も一人ひとり異なります。現在、性的マイノリティの人を表す言葉として「LGBT」が使われることが多くありますが、これはレズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとったものであり、すべての性のありようを表すものではありません。LGBTの他にも、「男性」「女性」のどちらにも性自認(性同一性)を持たない人や、性的指向を持たない人などもおり、人間の性は一つの言葉では表現できない多様性を持っています。

2004(平成16)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て法令上の性別の取扱いと戸籍上の性別記載の変更が可能となり、2008(平成20)年には同法の要件の一つである「現に子がいないこと」が「未成年の子がいないこと」に緩和されました。また、現行の法律上では結婚できない同性のカップルを婚姻関係に相当すると自治体が公認するパートナーシップ制度*も全国で広がりを見せています。

しかし、社会では性の多様性についての無理解からLGBT等性的マイノリティに対する偏見や差別が生じており、自分の性的指向や性自認(性同一性)等について周りに話せなかったり、知られたりしたくない人もいる中で、本人の意向に関わりなく第三者が性的指向や性自認(性同一性)等を周囲に暴露する「アウトティング」と呼ばれる行為も起こっています。アウトティングは本人の同意を得ずに行われるものであり、その人の尊厳やアイデンティティを傷つける人権侵害行為として、LGBT等性的マイノリティの人びとに対して深い葛藤や生きづらさをもたらします。

また、子どもたちの中には、自分の性的指向や性自認(性同一性)等に悩みや不安を持ちながらも、誰にも相談できずに過ごしている子どももいます。体と心の性について悩みや不安を抱える子どもの気持ちに寄り添い、家庭や学校生活等においてきめ細かな対応を行っていくことが求められています。

性的指向や性自認(性同一性)等の多様性を理解し認め合うことは、すべての人にとってその人らしい生き方を大切にし、自己実現を図っていくために必要なことです。人を男性か女性か、性的マジョリティかマイノリティかと区別するのではなく、性的指向や性自認(性同一性)等のあらわれ方や組み合わせには一人ひとり異なるグラデーションがあることを理解し、自分の性も他者の性も大切にしていけることが求められています。一人ひとりの性的指向や性自認(性同一性)等に関わらず、すべての人は等しく人権を有しており、その人の性のありようによって尊厳が脅かされたり日常生活に制限を受けたりすることがあってはなりません。多様な性のありようを包摂し、性の多様性を「自分ごと」として捉えることができる社会を築いていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 啓発活動の推進

- 誰もが自分の性のありようを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。

(2) 子どもに対する教育等の充実

- 小・中学校等で、性的指向・性自認（性同一性）等に関する正しい理解と認識を深める教育を推進します。
- 性的指向や性自認（性同一性）等の悩みを持つ子どもたちに対しても、きめ細かな対応を行えるよう教職員に対する研修や啓発を実施します。
- 多様な性や障がいに配慮し、子どものニーズに合わせた学校環境を整えることですべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、多機能トイレ等の施設整備を進めます。

10. さまざまな人権問題

【現状と課題】

日本では人権に関わるさまざまな問題があります。アイヌの人びと、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局による拉致被害者等、ホームレス等、人身取引（性的サービスや労働の強要等）、東日本大震災に起因する人権問題など、それぞれの歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、継続性のある取組を進める必要があります。

また、社会情勢の変化などにより顕在化している人権に関わる課題も生じており、戸籍謄本などの不正取得による身元調査をはじめとするプライバシーの保護や、大規模な自然災害時における人権への配慮、各種ハラスメント、自死をめぐる問題など、さまざまな課題の解決を図るための教育および啓発を進める必要があります。

本市では、これらの人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりの人権を尊重するまちづくりを推進しています。

〈さまざまな人権問題の概要〉

◎アイヌの人びと

アイヌの人びとは、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人びとの高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。国は、2007（平成19）年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、2009（平成21）年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。また、2019（令和元）年5月に施行されたアイヌ新法では、アイヌの人びとが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人びとへの、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。しかし、アイヌの人びとに対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しており、正しい理解と知識を深める必要があります。

◎刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

◎犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにも関わらず、追い打ちをかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めていくことが必要です。

◎北朝鮮当局による拉致被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、これまで17名を北朝鮮当局による拉致被害者と認定していますが、さらに、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。2002（平成14）年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得いく説明はありません。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

◎ホームレス等

仕事の減少や倒産・失業等、やむを得ない事情でホームレスとなり、自立の意思がありながら、健康で文化的な生活ができない人びとが多数存在しています。ホームレスとなった人びとに対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

また、さまざまな理由により経済的な貧困生活を送る人や生活保護等の公的福祉支援制度等を受ける人も増加傾向にある状況の中、貧困生活を送る人や公的福祉支援制度等を受ける人たちへの偏見や差別も新たな人権問題となっています。公的福祉支援制度等が、正しく理解されるよう周知する必要があります。

◎人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難な人権侵害です。人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

◎東日本大震災に起因する人権問題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域におよび、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとししました。多くの人びとが今も避難生活を余儀なくされています。このような中、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見や差別が今なお懸念されています。近年、大型台風や豪雨による水害等自然災害が発生しており、災害時においても、人権尊重の視点に立った対応や配慮が必要です。

【施策の方向】

(1) 啓発と関係機関との連携

- さまざまな人権問題に対する正しい理解を進めるための啓発活動を推進します。
- 各関係機関との連携の強化に努め、あらゆる機会を通じて人権教育および人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

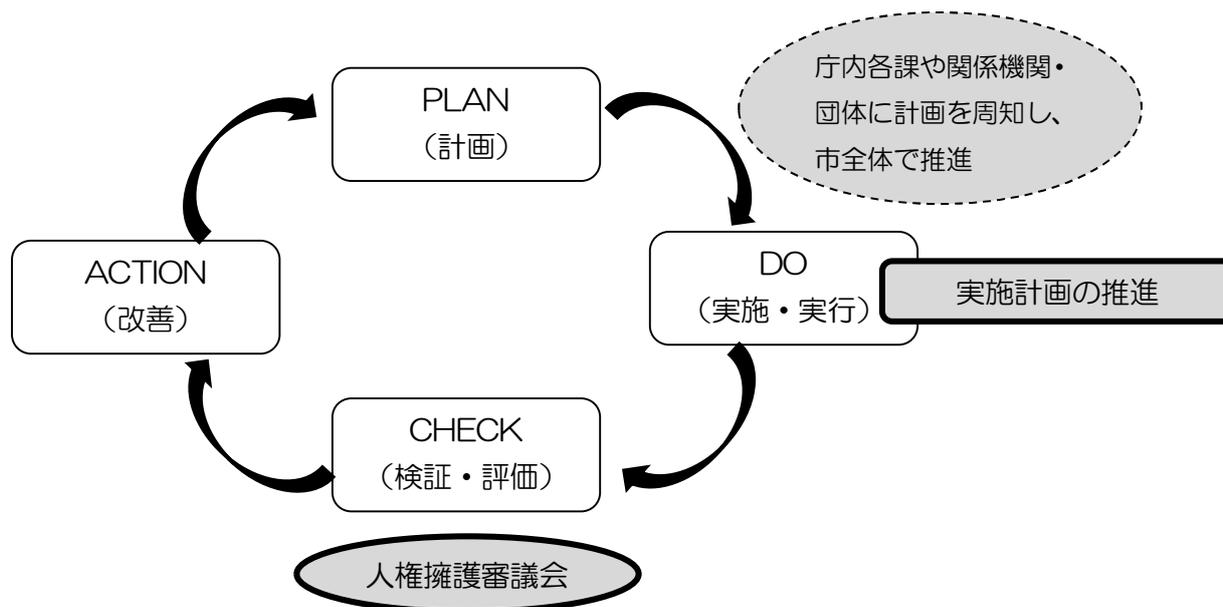
1. 計画の推進

- 本市では1996（平成8）年3月に「栗東市人権擁護に関する条例」を制定し、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくす施策を効果的に推進するための庁内推進組織として人権対策推進本部を設置しました。
- 人権対策推進本部のもとに行政のすべての分野で緊密な連携・協力を確保し、人権施策の総合的、効果的な推進を図ります。
- 各部署において、本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権尊重の視点に立ち諸施策を実施します。

2. 計画の進捗管理

- 計画に掲げた内容について、PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（検証・評価）-Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進捗管理を行います。また、定期的に市民の意識やニーズを把握し、それらの結果を踏まえて各課の事業や個別計画にも反映できるよう連携を図ります。
- 本計画の実施計画において年度ごとに取組状況の把握や評価を行い、課題の洗い出しや必要な対策の検討を行います。
- 計画の見直し、検討については、計画の推進状況の点検や評価を行うとともに、人権に深く関わりのある関係者で構成する人権擁護審議会において実施していきます。

図5 PDCAサイクルによる進捗管理



3. 関係機関・団体などとの協働・連携

- 本計画は市だけでなく、国や県の行政をはじめ、関係機関や市民で構成する人権団体との連携・協働を図り推進します。
- 本計画の周知を図るとともに、家庭、地域、学校・園、企業などにおいて人権問題を身近な問題として捉え、人権問題の解決に向けた取組が主体的に行われるよう推進します。また、情報・学習機会の提供や人材育成などの支援を行います。

4. SDGsの達成につながる人権施策の推進

- 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（No one will be left behind）」ことがうたわれています。
- 本市でも、安全・安心な社会や、差別や虐待のない人権に配慮した社会の実現をめざし、「第六次栗東市総合計画」をはじめとする各分野の計画に積極的にSDGsの考え方を取り入れています。本計画の推進がSDGsの達成につながるよう、さらなる人権教育・人権啓発に取り組みます。



《参考資料》

■用語説明

※本文中、「*」が付いている用語の説明を掲載しています。カッコ内の数字は初出のページ番号を表しています。

<あ行>

ICT (P30)

インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー (Information & Communication Technology) の略。情報通信技術のこと。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ新法) (P2)

アイヌの人びとを先住民族として認識し、アイヌの人びとが民族として誇りを持って生活することができ、およびその誇りが尊重される社会の実現をめざす法律。

アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込みや偏見) (P18)

Unconscious Bias (無意識の思い込みや偏見) のこと。男女共同参画の分野では、「男性は〇〇が得意 (苦手)」「女性は〇〇が得意 (苦手)」など、性別によって根拠のない決め付けをすることなどをさす。性別に限らず、職業、学歴、人種等により、人の特性や性質などを決め付けることもいう。

インクルーシブ (P21)

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

エコーチェンバー現象 (P31)

ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心を持つユーザーをフォローする結果、意見をSNSで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象に例えたもの。

SNS (P31)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

えせ同和行為 (P14)

「部落差別 (同和問題) はこわい問題である」という人びとの誤った意識に乘じ、たとえば、部落差別 (同和問題) に対する理解が足りないなどという理由で難癖をつけて高額の書籍を売りつけるなど、部落差別 (同和問題) を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義理のないことを求める行為のこと。

エッセンシャルワーカー (P3)

社会の機能を保つために生活上必要不可欠な仕事を行っている労働者のこと。具体的には、医師・看護師や介護士、スーパー等の小売店の店員、公共交通機関の職員やトラック運転手、警察官や消防士などをさす。

LGBT (P3)

Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、出生時に割り当てられた性別と自己認識が違う人)の頭文字をとった言葉。性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われる。なお、「LGBTQ」「LGBTQ+」等で表されることもある。また、「SOGI (Sexual Orientation Gender Identity、ソジ)」というマジョリティ、マイノリティの観点ではなく性的指向と性自認のありかたを示す概念で表すことも多くなっている。さらに、近年ではSOGIにGender Expression (ジェンダー表現)を加えた「SOGIE」(ソジー)という言葉も生まれており、性をより多面的に捉える視点が広まっている。

オールドカマー (P29) / ニューカマー (P29)

従来から多く日本に住んでいた外国人である在日朝鮮・韓国人などの総称としてオールドカマーという。これに対してニューカマーとは、近年日本に來日し、生活をしている人たちの総称。

< か行 >

外国籍市民 (P29)

外国籍の人、また、日本国籍を有する人であっても外国にルーツを持つ人。

忌避意識 (P14)

「忌避」とは嫌って避けることや嫌がることをいう。特定の人や地域等と関わることによって自らが偏見や差別の対象となることを過剰に恐れ、関わりを避ける意識のことをいう。

虐待通告義務 (P21)

児童福祉法第25条の規定に基づく義務。すべての国民は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

権利擁護 (P24) / 権利擁護制度 (P28)

「権利擁護」とは、自己の権利を表明することが困難な人に代わり、ニーズ・意思の表明を支援し、代弁することをいい、「権利擁護制度」という場合には、そのことを実現するための仕組み・制度をさし、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などがあげられる。

合理的配慮 (P26)

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

子ども・子育て支援新制度 (P20)

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。

子どもの人権SOSミニレター (P22)

学校におけるいじめをはじめ、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に配布されている便箋兼封筒のこと。児童・生徒はミニレターに相談したいことを書いて切手を貼らずにポストに投函すれば最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、子どもが希望する連絡方法（手紙・電話）で返信をする。

子どもの人権110番 (P22)

いじめや体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題について、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話。子どもだけでなく、大人も利用できる。電話は最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は法務局職員又は人権擁護委員が受ける。電話番号はフリーダイヤルとなっており、通話は無料となっている。

子どもの貧困 (P3)

日本における「子どもの貧困」は、相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在および生活状況をさす。その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことをさし、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。

< さ行 >

ジェンダー・ギャップ指数 (P17)

世界経済フォーラムが公表している、各国における男女格差を測る指数。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

自尊感情 (P10)

自分の性格等を肯定的に捉えるとともに欠点も受け入れ、自分を大切に思う気持ちのこと。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）（P1）

2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」ことを誓っている。

社会的障壁（P26）

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（P2）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

小規模住宅地区等改良事業（十里まちづくり事業）（P3）

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は防止のために実施された事業。健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等事業を行う地方公共団体に対し、国からの助成制度があり、本市はこの小規模住宅地区等改良事業制度を活用し、1997（平成9）年から2003（平成15）年の間、「部落差別の解消」と「住環境整備」を目的として、「十里まちづくり事業」を実施した。

（1997（平成9）年1月十里地域まちづくり事業推進委員会発足、2003年（平成15）年3月事業竣工。）

人権擁護委員（P12）

市町村（特別区を含む）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの人。人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されている。

性的マイノリティ（P3）

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）が、同性や両性（男女両方）に向いている人たちなど、社会的には少数派となる人たちのこと。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。

成年後見制度（P24）

認知症の人、知的障がいや精神障がいのある人などで判断能力が十分でない人を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を代わって行い、又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度。

セクシュアル・ハラスメント (P17)

相手の意に反した性的ないやがらせ行為のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまなものが含まれる。略して「セクハラ」ということもある。なお、職場の上司等による職権や地位、人間関係といった組織の立場を利用したいやがらせの総称である「パワー・ハラスメント」をとともう、セクシュアル・ハラスメントもある。

<た行>

対象地域 (P14)

旧地域改善対策特別措置法（1982（昭和57）年法律第16号）第1条に規定する地域のこと。

ダイバーシティ (P11)

多様な人材を積極的に活用しようという考え方。性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用すること。

多文化共生社会 (P29)

複数の他者の民族、他者の文化の相互承認と共存が可能になっている社会の状態のこと。

地域包括ケアシステム (P25)

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

動画配信サービス (P31)

インターネットやモバイル通信回線を通じて、パソコンやスマートフォンなどで動画を視聴できるサービスのこと。映画、音楽、ドラマ、アニメ、バラエティ、ドキュメンタリー、スポーツ、ニュースといった従来のビデオ・コンテンツを配信するサービスのほかに、アマチュアが投稿した動画を共有するサイトもある。

特別支援教育 (P27)

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、幼児教育・学校教育において適切な指導および必要な支援を行うもの。

ドメスティック・バイオレンス (P3)

「Domestic Violence」のことで「DV」と略されることもある。直訳すると「家庭内の暴力」となるが、「DV防止法」では、「配偶者や生活の本拠をともにする（または、ともにしていた）交際相手からの暴力」のこととされている。一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力、経済的暴力なども含まれる。結婚していない恋人同士などカップル間での暴力を「デートDV」ということもある。

<な行>

ニューカマー (P29) / オールドカマー (P29)

近年日本に来日し、生活をしている外国人のことをニューカマーという。これに対してオールドカマーとは、従来から多く日本に住んでいた外国人である在日朝鮮・韓国人などをさす総称。

寝た子を起こすな (P14)

寝ている子をわざわざ起こして泣かせることはない、の意から転じて、不必要なことをしたために生じる逆効果を示すことわざ。部落差別（同和問題）については、「何も知らない人にわざわざ問題の所在を知らせる必要はなく、そっと放置しておけば問題は自然に解決する」とする誤った考え方の比喩的表現として用いられる。

ノーマライゼーション (P24)

高齢者や障がいのある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、すべての人が共に生活し、相互に人格と個性を尊重する社会こそノーマル（普通）だとする考え方。

<は行>

パートナーシップ制度 (P35)

同性カップルの関係を公的に認める制度。所定の手続きをすると、公的な証明となる「宣誓書受領証」を受け取れるが、法的な効力はない。

バリアフリー (P13)

人びとが生活を送るうえで妨げとなる障がい・障壁（バリア）が社会から取り除かれた状態のこと。多くの場合、道路や施設、住宅、公共交通機関などにある階段や段差などの物理的なバリアをさすが、人間関係の形成における意識や態度（無理解、先入観、偏見、差別など）も含まれる。

日和見感染症 (P33)

身体の抵抗力・免疫が弱まった時、ふだんは病原性を示さない菌によって感染してしまうこと。また、そのような感染症。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）（P2）

現在もなお部落差別（同和問題）が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別（同和問題）に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別（同和問題）は決して許されないものであるとの認識のもと、部落差別がない社会の実現をめざし、国と地方公共団体の責務を明らかにする法律。

本人通知制度（P13）

住民票の写し又は戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者（国又は地方公共団体の機関を除く）に交付した場合に、事前登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度。

ヘイトスピーチ（P29）

人種、国籍、宗教、性別、障がい、出身・出生などに基づいて、個人又は集団を脅迫、侮辱し、おとしめたりする表現のこと。差別的憎悪表現ともいう。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（P2）

特定の民族や国籍の人びとを排斥し、不安や差別意識を煽る差別的言動をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重し合う社会を築くことをめざし、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定めて推進する法律。

<ま行>

マイクロアグレッション（小さな攻撃性）（P18）

ふだんの会話の中で先入観や偏見により発せられる言葉が持つ攻撃性のこと。悪意のない言葉や行動の中にも言われた側は深く傷ついたり、いじめや差別につながったりすることもある。

メディアリテラシー（P31）

公共機関による広報、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディア、書籍や雑誌等の出版物、映画、音楽、インターネットなどのさまざまな情報媒体を通じて発せられる情報に対して、その情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

<や行>

やさしい日本語（P30）

相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。簡潔な文章にする、言葉をやさしく書き換える、漢字にふりがなをつけるなどがある。

ヤングケアラー (P3)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。家庭で大人に代わって家事や家族の世話、介護等を引き受けることによって、自分自身の健康状態や学校生活、友人関係等にさまざまな影響を受けている。

ユニバーサルデザイン (P13)

年齢、性、障がいの有無、能力を問わず、可能な限りあらゆる人が利用しやすいように施設、製品、情報を設計すること。もともと存在する障がい・障壁（バリア）を取り除くバリアフリーとは異なり、初めからバリアを取り除いた状態で設計すること。

<ら行>

リハビリテーション (P26)

高齢者や障がいのある人などの身体的・精神的・社会的な適応能力の回復を図ることだけにとどまらず、年齢や成長段階、生活段階に応じて、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員として生きていくことができる社会をめざす考え方。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス (P17)

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

■栗東市人権擁護に関する条例

平成8年3月29日

条例第9号

栗東市は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、「一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、市民すべてが平等に生きる権利を保障する」として、平成3年3月人権擁護都市宣言をした。

この人権擁護都市宣言に基づき、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくし、市民すべての人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域づくりの実現のため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、法の下での平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、市民すべてに基本的人権を保障し、市民(事業所及び在勤者を含む。以下同じ。)一人一人の参加による人権擁護都市の確立を図り、あらゆる社会的差別(以下「差別」という。)のない心豊かで住みよい栗東市(以下「市」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的、計画的かつ積極的に推進し、行政のすべての分野で市民すべての人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民すべての責務)

第3条 市民すべては、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するとともに、自己啓発に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第4条 市は、市民すべての人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、地域、企業、関係行政機関等と緊密な連携を図りながら人権啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第5条 市は、この条例の目的を達成するために必要に応じて意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別をなくす施策を効果的に推進するため、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 差別をなくすこと及び人権擁護に関する重要事項について審議をする機関として、栗東市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 栗東町同和対策推進委員会設置条例(昭和48年栗東町条例第18号)は、廃止する。

■栗東市人権擁護審議会に関する規則

平成8年5月1日

規則第10号

改正 平成9年6月4日規則第17号

平成11年7月9日規則第25号

平成15年4月1日規則第16号

平成17年4月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東市人権擁護に関する条例(平成8年栗東町条例第9号。以下「条例」という。)第7条第2項の規定に基づき、栗東市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第7条第1項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、差別をなくすこと及び人権擁護に関する重要事項について、必要な審議を行うものとする。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)人権擁護委員
- (3)教育関係者
- (4)関係機関・団体の代表
- (5)その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌する専門的事項について必要と認める場合は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び市長が委嘱する有識者で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちからこれを互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営その他必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係職員の出席及び資料)

第8条 会長は、議事に関して必要と認めた場合においては、関係職員の出席を求め、又は資料の提出、説明などの協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成9年6月4日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成11年7月9日規則第25号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(栗東町人権擁護審議会に関する規則の一部改正に伴う遡及適用)

- 16 前項の規定による改正後の栗東町人権擁護審議会に関する規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附則(平成15年4月1日規則第16号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年4月1日規則第30号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

■栗東市人権擁護審議会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
今 井 知 春	学識経験者	会長
平 田 善 之	関係機関・団体代表	副会長
大 川 す み 子	人権擁護委員	
田 中 和 子	教育関係者	
平 岩 省 吾	関係機関・団体代表	
田 代 一 也	関係機関・団体代表	
内 記 一 彦	関係機関・団体代表	
富 永 健 二 郎	関係機関・団体代表	
朽 木 徳 壽	関係機関・団体代表	
林 ハ ク エ	関係機関・団体代表	
高 畑 き ぬ 江	関係機関・団体代表	
中 西 栄	関係機関・団体代表	
藤 崎 聰	関係機関・団体代表	
澤 絢 子	公募委員	
藤 田 ア ニ コ ー	公募委員	

■第二次栗東市人権擁護計画策定経過

年月日		実施内容
2020 (令和2) 年度	8月5日 ～ 8月28日	人権・同和問題に関する住民意識調査の実施
	7月28日	第1回 栗東市人権対策推進本部会議 (1)第二次栗東市人権擁護計画の策定趣旨、計画概要及び今後の予定 (2)現計画の現状と課題 (3)第二次栗東市人権擁護計画骨子(案)について
2021 (令和3) 年度	8月10日 (書面開催)	第1回 栗東市人権擁護審議会 (1)第二次栗東市人権擁護計画の策定趣旨、計画概要及び今後の予定 (2)現計画の現状と課題 (3)第二次栗東市人権擁護計画骨子(案)について ※会長・副会長選出後、市長から栗東市人権擁護審議会に第二次栗東市人権擁護計画策定について諮問
	8月24日 ～ 8月26日	関係課ヒアリング(人権教育課他12課)
	9月1日	第二次栗東市人権擁護計画策定について(諮問)
	9月中旬	第二次栗東市人権擁護計画(素案)の各課意見照会(全課)
	9月29日	第2回 栗東市人権対策推進本部会議 (1)第1回栗東市人権擁護審議会(書面協議)結果について (2)関係課ヒアリング及び第二次栗東市人権擁護計画(素案)の各課意見照会結果について (3)第二次栗東市人権擁護計画(素案)について
	10月8日	第2回 栗東市人権擁護審議会 (1)第1回栗東市人権擁護審議会(書面協議)結果について (2)関係課ヒアリング及び第二次栗東市人権擁護計画(素案)の各課意見照会結果について (3)第二次栗東市人権擁護計画(素案)について
	10月中旬	第二次栗東市人権擁護計画(案)の各課意見照会(全課)

年月日	実施内容
10月27日	第3回 栗東市人権対策推進本部会議 (1) 第2回栗東市人権対策推進本部会議及び栗東市人権擁護審議会結果について (2) 第二次栗東市人権擁護計画(案)の各課意見照会結果について (3) 第二次栗東市人権擁護計画(案)について
11月12日	第3回 栗東市人権擁護審議会 (1) 第二次栗東市人権擁護計画(案)の各課意見照会結果について (2) 第二次栗東市人権擁護計画(案)について
12月23日 ～ 1月20日	第二次栗東市人権擁護計画(案)に対するパブリックコメント
2月2日 (書面開催)	第4回 栗東市人権対策推進本部会議 (1) 第二次栗東市人権擁護計画(案)パブリックコメント実施結果等について (2) 第二次栗東市人権擁護計画最終(案)について (3) 第二次栗東市人権擁護計画概要版(案)について
2月14日 (書面開催)	第4回 栗東市人権擁護審議会 (1) 第二次栗東市人権擁護計画(案)パブリックコメント実施結果等について (2) 第二次栗東市人権擁護計画最終(案)について (3) 第二次栗東市人権擁護計画概要版(案)について
2月22日	第二次栗東市人権擁護計画(案)について(答申)

2021
(令和3)
年度

■日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

■世界人権宣言

昭和23年12月10日
第3回国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追

の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協

力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第二次栗東市人権擁護計画

2022（令和4）年3月

発行 栗東市
編集 栗東市 総務部 人権政策課
〒520-3088
栗東市安養寺一丁目13番33号
電話 077-551-0108
FAX 077-554-1123
ホームページ <https://www.city.ritto.lg.jp>
e-mail jinkenseisaku@city.ritto.lg.jp